

(第一類 第二号)

(1138)

衆議院内閣委員会

議録第十二号

昭和六十三年十二月二十日(火曜日)午前九時四十分開議

委員外の出席者

文部大臣官房人

奥田與志清君

出席委員

委員長 竹中 修一君

理事 月原 茂皓君

副委員長 近岡理一郎君

理事 前田 武志君

理事 戸塚 進也君

理事 月原 茂皓君

理事 宮下 創平君

理事 田口 健一君

理事 竹内 勝彦君

理事 和田 一仁君

有馬 元治君

江口 一雄君

江藤 隆美君

大石 正光君

奥野 誠亮君

河野 洋平君

鴻池 祥肇君

森下 元晴君

五十嵐広三君

村井 仁君

鈴切 康雄君

川端 義勇君

井上 和久君

谷津 達夫君

小沢 恵三君

江口 一雄君

中島源太郎君

大石 正光君

高鳥 修君

河本 敏夫君

蒲野 雄君

鴻池 祥肇君

田澤 吉郎君

同日 江口 一雄君

人事院総裁 内海 倫君

大石 正光君

人事院事務総局 人事院長官

河本 敏夫君

人事院事務総局 人事院長官

鴻池 祥肇君

人事院事務総局 人事院長官

同日 江口 一雄君

人事院事務総局 人事院長官

鴻池 祥肇君

人事院事務総局 人事院長官

同日 江口 一雄君

人事院事務総局 人事院長官

鴻池 祥肇君

人事院事務総局 人事院長官

同日 江口 一雄君

人事院事務総局 人事院長官

鴻池 祥肇君

人事院事務総局 人事院長官

同日 江口 一雄君

人事院事務総局 人事院長官

鴻池 祥肇君

人事院事務総局 人事院長官

同日 江口 一雄君

人事院事務総局 人事院長官

鴻池 祥肇君

人事院事務総局 人事院長官

同日 江口 一雄君

人事院事務総局 人事院長官

鴻池 祥肇君

人事院事務総局 人事院長官

同日 江口 一雄君

人事院事務総局 人事院長官

鴻池 祥肇君

人事院事務総局 人事院長官

同日 江口 一雄君

人事院事務総局 人事院長官

鴻池 祥肇君

人事院事務総局 人事院長官

同日 江口 一雄君

人事院事務総局 人事院長官

鴻池 祥肇君

人事院事務総局 人事院長官

同日 江口 一雄君

人事院事務総局 人事院長官

鴻池 祥肇君

人事院事務総局 人事院長官

同日 江口 一雄君

人事院事務総局 人事院長官

鴻池 祥肇君

人事院事務総局 人事院長官

同日 江口 一雄君

人事院事務総局 人事院長官

鴻池 祥肇君

人事院事務総局 人事院長官

同日 江口 一雄君

人事院事務総局 人事院長官

鴻池 祥肇君

人事院事務総局 人事院長官

同日 江口 一雄君

人事院事務総局 人事院長官

鴻池 祥肇君

人事院事務総局 人事院長官

同日 江口 一雄君

人事院事務総局 人事院長官

鴻池 祥肇君

人事院事務総局 人事院長官

同日 江口 一雄君

人事院事務総局 人事院長官

鴻池 祥肇君

人事院事務総局 人事院長官

同日 江口 一雄君

人事院事務総局 人事院長官

鴻池 祥肇君

人事院事務総局 人事院長官

同日 江口 一雄君

人事院事務総局 人事院長官

鴻池 祥肇君

人事院事務総局 人事院長官

同日 江口 一雄君

人事院事務総局 人事院長官

鴻池 祥肇君

人事院事務総局 人事院長官

同日 江口 一雄君

人事院事務総局 人事院長官

鴻池 祥肇君

人事院事務総局 人事院長官

同日 江口 一雄君

人事院事務総局 人事院長官

鴻池 祥肇君

人事院事務総局 人事院長官

同日 江口 一雄君

人事院事務総局 人事院長官

鴻池 祥肇君

人事院事務総局 人事院長官

同日 江口 一雄君

人事院事務総局 人事院長官

鴻池 祥肇君

人事院事務総局 人事院長官

同日 江口 一雄君

人事院事務総局 人事院長官

鴻池 祥肇君

人事院事務総局 人事院長官

同日 江口 一雄君

人事院事務総局 人事院長官

鴻池 祥肇君

十一月二十二日

一般職の職員の給与等に関する法律及び国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一三〇号)

特別職の職員の給与に関する法律及び国際化と特別職の職員の給与に関する法律に関する法律(内閣提出第一四四号)

緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四五号)

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五五号)

同月十日

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五五号)

寒冷地手当の加算額切り下げ反対等に関する請願(柴田陸夫君紹介)(第一七二一号)

同(平林鶴三君紹介)(第三五八〇号)

同(福田一君紹介)(第三五八一号)

同(天野公義君紹介)(第三五九九号)

同(新井将敬君紹介)(第三六〇〇号)

同(船田元君紹介)(第三六〇四号)

同(稻村利幸君紹介)(第三六一一号)

同(谷洋一君紹介)(第三六一二号)

同(渡海紀三朗君紹介)(第三六三四号)

同(林義郎君紹介)(第三六六九号)

同(寺前慶君紹介)(第三六三二号)

同(藤尾正行君紹介)(第三六七〇号)

同(藤原ひろ子君紹介)(第三六三三号)

は本委員会に付託された。

十一月十四日

恩給の改善に関する請願(近江巳記夫君紹介)(第三二二号)

同(佐藤文生君紹介)(第三二〇一号)

同(佐藤文生君紹介)(第三二〇二号)

同(田原隆君紹介)(第三二〇三号)

同(烟葉次郎君紹介)(第三二〇四号)

旧軍人の恩給欠格者に対する特別法制定に関する請願(近江巳記夫君紹介)(第三二二号)

同(佐藤文生君紹介)(第三二二号)

恩給の改善に関する請願(有馬元治君紹介)(第三二二号)

同(佐藤文生君紹介)(第三二二号)

同(佐藤文生君紹介)(第三二二号)

本日の会議に付した案件

臨時教育改革推進会議設置法案(内閣提出、第百二回国会閣法第六一号)

一般職の職員の給与等に関する法律及び国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一三二号)

緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四五号)

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四五号)

同(鴻池祥肇君紹介)(第三五六五号)

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五六六号)

同(相沢英之君紹介)(第三五七八号)

○竹中委員長 これより会議を開きます。

第一百十二回国会、内閣提出、臨時教育改革推進会議設置法案並びに内閣提出、一般職の職員の給与等に関する法律及び国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案、特別職の職員の給与に関する法律及び国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案及び防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案の各案を議題といたします。

順次趣旨の説明を求めます。中島文部大臣。

臨時教育改革推進会議設置法案

〔本号末尾に掲載〕

○中島文部大臣 このたび、政府から提出いたしました臨時教育改革推進会議設置法案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

教育改革は、二十一世紀に向けて、創造的で活動ある社会を築き、我が国を担うにふさわしい青少年を育成する上でぜひとも実現しなければならない国政の最重要課題の一つであり、教育改革に対する国民の期待にはまことに大きなものがあります。このため、政府は、臨時教育審議会の行つた累次の答申を踏まえつつ、各般の施策の具体化に着手してきているところであります。

臨時教育審議会は、昨年八月二十日をもって三年の期間を終え解散したところですが、これに先立つて提出された教育改革に関する第四次答申（最終答申）において、教育改革を引き続き推進していくため、政府として所要の体制を整備する必要性について提言しているところであります。また、これを受けて、政府としても、昨年十月に決定した教育改革推進大綱において、「臨時教育審議会答申を受けて講ぜられる諸施策の速やかな実現を図る観点から、政府に教育改革推進のための機関を設置する」旨の方針を定めたところであります。

もとより、臨時教育審議会の行った答申を踏ま

えつ、教育改革に関する施策を実施することは、政府みずから責務であります。この国民的課題である教育改革の一層の推進を図るために、各界有識者の御意見を伺いつつ諸施策を進めることが極めて重要かつ有益であると考える次第であります。

このため、政府といたしましては、教育改革を全体として円滑かつ効果的に推進するための調査審議機関として、このたび総理府に臨時教育改革推進会議を設置することとし、ここにこの法律案を提出した次第であります。

次に、法律案の概要について御説明申し上げます。

第一に、臨時教育改革推進会議は、臨時教育審議会の行つた教育改革に関する答申を受けて講ぜられた施策の円滑かつ効果的な推進に関する重要な事項について調査審議し、その結果に基づいて内閣総理大臣に意見を述べるほか、内閣総理大臣の諮問に応じて答申することを任務としております。また、内閣総理大臣は、会議の意見または答申を尊重しなければならないこととしております。

第二に、会議は、人格・識見とともにすぐれた者のうちから、文部大臣の意見を聞いて、内閣総理大臣が任命する七人の委員をもつて構成することとしております。

このほか、会議は、国の関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができるとしております。

なお、この法律は、施行の日から起算して三年を経過した日に失効することとしております。以上が、この法律案を提出いたしました理由及びその内容の概要であります。

○竹中委員長 次に、高鳥総務庁長官。

一般職の職員の給与等に関する法律及び国家公

務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案

特別職の職員の給与等に関する法律及び国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○高鳥総務大臣 ただいま議題となりました一般職の職員の給与等に関する法律及び国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案及び特別職の職員の給与に関する法律及び国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案について、一括してその提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

まず、一般職の職員の給与等に関する法律及び国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

本年八月四日、一般職の職員の給与の改定を内容とする人事院勧告及び寒冷地手当の改定を内容とする人事院勧告が行われました。政府としては、これら的内容を検討した結果、一般職の職員の給与については人事院勧告どおり本年四月一日から実施することが適当であり、また、寒冷地手当についても人事院勧告どおり来年の基準日から実施することが適当であると考え、一般職の職員の給与等に関する法律及び国家公務員の寒冷地手当に関する法律について所要の改正を行なうこととして、ここにこの法律案を提出した次第であります。

寒冷地手当の加算額について、北海道に在勤する職員にあっては、支給地域の区分及び職員の世帯等の区分に応じ改定することとし、その他の地域に在勤する職員にあっては、その限度額を改定することといたしております。

以上のほか、附則において、施行期日、適用日、俸給表の改定に伴う所要の切りかえ措置等について規定することといたしております。

明

申し上げます。

この法律案は、ただいま御説明申し上げました

第一に、全俸給表の全俸給月額を人事院勧告どおりそれぞれ引き上げることといたしております。

第二に、初任給調整手当について、医師及び歯科医師に対する支給月額の限度額を二十四万六千円に引き上げるとともに、いわゆる医系教官等に

対する支給月額の限度額を四万四千五百円に引き上げることといたしております。

第三に、扶養手当について、子、孫及び弟妹に係る扶養親族の要件を満十八歳に達する日以後の月額を一万六千円に、配偶者に係る支給

月額を一万五千五百円に引き上げることといた

月額を一万五千五百円に引き上げることといたしてあります。

具体的には、内閣総理大臣は百八十三万五千円、國務大

臣等は百三十三万八千円、内閣法制局長官等は百二十七万九千円とし、その他政務次官以下は、一般職の職員の指定期給表の改定に準じ、百九万円から九十四万八千円の範囲内で改定することといたしております。

また、大使及び公使の俸給月額については、國務大臣と同額の俸給を受ける大使は百三十三万八千円、大使五号俸は百二十七万九千円とし、大使四号俸以下及び公使四号俸以下は、一般職の職員の指定職俸給表の改定に準じ、百八万円から七十万二千円の範囲内で改定することといたしております。

さらに、秘書官の俸給月額についても、一般職の職員の給与改定に準じ、その額を引き上げることといたしております。

第二に、常勤及び非常勤の委員に支給する日額手当の支給限度額を、一般職の委員の日額手当の改定に準じ、引き上げることといたしております。

第三に、国際花と緑の博覧会政府代表の俸給月額を百八万千円に引き上げることといたしております。

以上のはか、附則において、この法律の施行期日、適用日等について規定することといたしております。

以上が、これらの法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○竹中委員長 次に、田澤防衛府長官。

防衛厅職員給与法の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○田澤國務大臣 ただいま議題となりました防衛厅職員給与法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、このたび提案された一般職の職員の給与等に関する法律の一部改正案に準じて、防衛厅職員の給与の改定を行なうものであります。

防衛厅職員の給与の改定につきましては、参考官等及び自衛官の俸給並びに防衛学校及び防衛医科大学校の学生の学生手当を一般職の職員の給与改定の例に準じて改定することとしております。この法律案の規定は、公布の日から施行し、昭和六十三年四月一日から適用することとしております。

なお、一般職の職員の給与等に関する法律の規定を準用し、またはその例によることとされてゐる事務官等の俸給、扶養手当、住居手当、医師及び歯科医師に対する初任給調整手当等につきましては、同法の改正によって、一般職の職員と同様の改定が防衛厅職員についても行われることとなります。

なお、一般職の職員の給与等に関する法律の規定を準用し、またはその例によることとされてゐる事務官等の俸給、扶養手当、住居手当、医師及び歯科医師に対する初任給調整手当等につきましては、同法の改正によって、一般職の職員と同様の改定が防衛厅職員についても行われることとなります。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○竹中委員長 これにて各案についての趣旨の説明は終わりました。

○竹中委員長 これより各案中、内閣提出、給予関係三法案の質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。広瀬秀吉君。

○広瀬委員 大変短い時間でございますので、答弁をなさる大臣、人事院総裁、ぜひひとつ簡潔に答えをいただきたいと思います。

私は、国家公務員の寒冷地手当法に限定をいたしまして質問をいたしたいと思います。一般職、特別職その他防衛関係は、後で同僚の田口議員から質問があるはずでございます。

まず、少くとも物価の上昇あるいは生活全般のレベルの向上というようなことで給与の引き上げというものが極めて常識的な今日の情勢の中で、寒冷地手当の加算額については、いろいろないきさつもあって制定されたわけですが、これをかなり大幅に、平均的には三七%も減額をするという措置を今回とられたわけであります。この理由についてまず説明をいただきたい。現に支給を伴う所要の切りかえ措置について規定しております。

この法律案の規定では、五十五年と記憶いたしますが、現行の額を加算額として決定したのは五十五年でござりますか。

○広瀬委員 寒冷地手当の本体に対して、加算制度ができたのは五十五年と記憶いたしますが、現在の額を加算額として決定したのは五十五年でござります。

なお、御質問もございましょうから、詳細につきましては担当局長からも答弁をさせていただきます。

○高島國務大臣 寒冷地手当の引き下げにつきましては、人事院におかれまして、灯油あるいは石炭の価格動向等を勘案をされまして、加算額の引き下げを図る必要があるという御判断に基づいて勧告をいたしましたところでございますので、その勧告を尊重して今回引き下げの法案を御提出した次第であります。

率直に申しまして、引き上げのときにもその價格の動向等を勘案して累次引き上げを図ったところをございまして、今回は逆にそうした実態がござりますので、それを勘案して引き下げをするということをお願いいたします。

○竹中委員長 これにて各案についての趣旨の説明は終わりました。

○竹中委員長 これより各案中、内閣提出、給予関係三法案の質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。広瀬秀吉君。

○広瀬委員 大変短い時間でございますので、答弁をなさる大臣、人事院総裁、ぜひひとつ簡潔に答えをいただきたいと思います。

私は、国家公務員の寒冷地手当法に限定をいたしまして質問をいたしたいと思います。一般職、特別職その他防衛関係は、後で同僚の田口議員から質問があるはずでございます。

まず、少くとも物価の上昇あるいは生活全般の

もとより我々は、北海道等寒冷地域において減額をいたしましても、そのことによる影響というのも十分考えてはおりますが、この灯油価格の低下に伴う減額というものは実質的には影響を与えるものではないかと諸資料に基づいて判断いたしました次第です。

なお、御質問もございましょうから、詳細につきましては担当局長からも答弁をさせていただきます。

○広瀬委員 寒冷地手当の本体に対する加算制度ができたのは五十五年と記憶いたしますが、現在の額を加算額として決定したのは五十五年でござります。

○中島政府委員 現在の加算額を最近において改定いたしましたのは、御指摘のとおり昭和五十五年でござります。

○広瀬委員 それから八年ないし九年たつておわけであります。その間に価格の面で、あるいは使用する石炭の量、前には石炭手当を加算額というようなことで、エネルギー革命もあって石炭から石油といふことになってきたと思うのですが、その使用量なりあるいは価格の変動なりといふようなものでどういう変化が端的にあつたかということについて、お聞きしたいと思います。

○中島政府委員 価格の変動でございますが、五十五年を一〇〇にいたしますと五十六年、五十七年というのは若干石油価格が上がつております。

一〇%ぐらい上がつたのがピークでございますが、それ以後低下を続けまして、本年六月で満五年低下を続けてきたわけでございます。

したがいまして、先ほど総裁からも答弁申し上げましたように、やはりここまで燃料価格が低下してきたということ、そして原油価格というのも安定ぎみである。為替相場も当分はこういうところで落ちついているんじやないかというようないろいろな要素を勘案いたしまして、今回加算額の引き下げの勧告に踏み切ったわけでございま

す。

なお、灯油消費量の推移でございますが、これ

は北海道消費者協会の調べでございますが、昭和五十五年、一世帯当たり一千八百二十九リットラー、その一千八百二十九リットラーが、その後ほぼ横ばいでござりますが、六十一年に至りまして一千七百九十九リットラー、それほど大きな変化はないということをございました。

○広瀬委員 為替相場の円高メリットというようならな形で価格が下がつておることについては、嚴然たる事実でありますから我々も認めざるを得ません。ただ、皆さんの調査で使用量が余りにも少なく出しているのではないか。この辺しつかりした調査はされたのだと私は思いますが、私どもの手元の、現地の北海道教職員組合等が組合員に

ついて調査をした数字と四百リツターから五百リツターも違う。

△「局長がおこし、おわざしたか」昨年たりとしないようなところで千七百九十九リッターという数字。使用量は大体平均的にそうであらう、人事院はこう言われておるのであります、そういう組合の調査等を見ますと、甲地の場合に年間使用量が二千一百七十四リッター。これでも約五百リッター近く違うという数字が出ております。それから乙地の場合、これはいろいろ条件があるのでしょけれども、乙地の場合の方が逆に二千三百八十六リッターというような数字も出でております。それから丙地で二千七十六リッターというこの使用量について、これは生活水準がだんだん上がつてくる、そういうような中で住宅も改善されてくる、子供たちにも勉強部屋をつくる、受験勉強をする子供たちに寒い思いもさせられないといふようなことがありまして、暖房器具、石油ストーブのようなものをそれぞれの部屋に置かなければならぬような生活状態の変化、というのも当然予想されるところであり、そういうようなものを反映してこの教職員組合の調査によるデータの数字も出しているのだらうと思うのですね。

そういうようなものについて若干の配慮といふようなものがなされ得しかるべきではないか。こういう差が余りにも出ることについては、人事院

の調査もそれなりに極めて良識的な調査はされたのだと思いますが、その地域全体の供給側の協会等の数字を見たようではありますが、現実に消費する人たちの側、そしてそれに見合うものとして寒冷地手当加算額を受ける人たちの立場から調査をしました。そういうようなものを参考にもされることができ、より正確な、より確実な寒冷地手当法の趣旨にフィットする対策が講じられるのではないか、そういうように思うのですが、いかがですか。

○中島政府委員 広瀬先生に今いろいろお話をいただきました。そういうお話はこの過程において広瀬先生からたびたび聞かせていただきまして、し、作業する過程におきましてそういう御発言と、いうものが非常に参考になる御示唆をいただいたことを私たちもありがとうございました。

ただ、この消費量の変化につきましては、先ほど私が申し上げましたように、消費者協会の調査が私たちは一番客観性があるだろうということを使わせていただいておるわけでございますが、広瀬先生がおっしゃるようなそういう御指摘も、私たちはよくかみしめまして今回の改定内容を決めたわけでございます。

腰房をめぐる生活条件のいろいろな変化といふのも確かにございましょう。そういうものは寒冷地以外の地域、例えて言いますと東京等寒冷地手当を支給していない地域においてもそういう腰房をめぐる生活条件の変化というものがございまして、その変化そのものを寒冷地手当の支給に関して余り強調するのはいかがなものだらうという気もいたしております。いろいろな意見を聞く中で、その変化そのものを寒冷地手当の支給に参考にさせていただきたいと思います。

○広瀬委員 局長がおっしゃるように、寒冷地手当を受けている土地、地域、さらにまた加算額を特別に受けている地域、これは限られているわけですけれども、それ以外のところとの均衡とか、逆差別のような形が出ないようといふ配慮をなさることも当然だと思います。これはおっしゃる所おりでござりますけれども、「国政統計ハノ

ドブック 昭和六十二年版』これは国会図書館から出しているものですが、人口五万人以上の都市、全国北海道から沖縄まで四十七都市をとりました比較があります。

家計に余裕ができるあるいはひとりがあるという場合には、やはり教育費とか教養娯楽関係といふところに具体的な数字が出てくると思うのです。そういう点で札幌、これはもう百万を超えるような大都市になつておりますけれども、一世帯当たり一ヶ月間の支出の中での教育費を四十七都市と比較した表があるのです。札幌で九千六十八円支出をされている。それは四十七のうち下から五番目なんです。そしてまた繰越金、いわゆる貯蓄に向かうようなゆとりの数字というのが、札幌は六万三千九百二十三円。これは一ヶ月一世帯当たりですが、全国最下位なんです。そういう実態があるのです。

これは、そのほかいろいろな面も見なければなりません。象徴的に際立つて、そういうところにゆとりがあるのかどうか。寒冷によってあるいは積雪によって生活費に、いろいろなどころに手当を出すだけの理由がまだあるし、まだ少し足りないぐらいではないのかというの、こういう集約的な数字の中にあらわれているのではないかという感じもするわけであります。

その辺もあるのですから、これらの数字は人事院も当然大きいに勉強されていることは認めますけれども、やはり関係者——私も実は社会党の寒冷地対策特別委員長をいたしておるわけであります。そしてまた、寒冷地をいただいてる地域ごとに寒冷地対策協議会といふものが、全国的なネットワークで組織をされております。そういう人たちとは、みずからそういう寒冷地あるいは積雪地に居住をしているわけですから、一番生活実感としてもよくわかるし、そういう人たちの意向と、いうようなものもあるいはまたそこで収集されている資料というようなものなんかについては、これは山かけをしたりいいかげんな調査などをやっている団体とは思えません。しつかりした団体

だと私も思いますし、私どもそれなりの勉強をいたしておりますので、そういう関係者の、直接そこに居住されて、住居を構えて生活をしておられる人たちの意見等も十分くみ上げて、これからひとつやつていただきたいな、そういうふうに思うわけであります。その辺のところについて、これはまた総務部長官と人事院総裁からお答えをいただきたいと思います。

○**内海（倫）政府委員** 寒冷地手当、加算額を含めましてその額のあり方等につきましては、専門的な第3者機関でございます人事院の御研究、勧告を待ちたい、かように考えております。

○**内海（倫）政府委員** 先ほども申しましたように、今回の案を検討いたしました際にも、おっしゃるようないろいろな資料あるいは御意見も承ってきましたわけでござりますが、いずれにしましても、値上げでなくて値下げをするというふうなことでござりますから、それについてはやはり慎重でなければならぬと思います。

今回私どもは、その点については慎重の上にも慎重を期したつもりでおりますけれども、なお今仰せにあるように資料はできるだけ厳しく参考にすべきだらうと思いますし、今後におきましてもそういうふうな今仰せられましたような御見解も十分頭に置きながら仕事は進めたい。今回につきましては、たびたび申し上げておるような事情に基づくものでござりますので、御了承をいただきたい、このように思います。

○**庄瀬委員** 今回引き下げをやられるについても、人事院は人事院なりにかなり立派な調査もやつたり、また関係者の意見も聞いたりという段取りはやられたということは私どもも直に認めても、人事院の姿勢としてそうあるべきだという点で総裁の姿勢に敬意を表しておるわけであります。

ただ、これから、前に総裁にお会いしたときに申し上げたわけですかれども、石油価格というのは——現代の主力エネルギー、特に家庭関係等でもあるいは工業でも、脱石油時代も来ているか

ものは非常に生活に密着したものである。しかも、国際的に為替の変動だけではなくして国際諸情勢の緊張度、こういいうようなものにも関係していつ何どきまた急激な反響をするような時代を迎えないとも限らない。そういう場合に、今度は下がられたわけですがれども、これはそれなりの理由も我々認めざるを得ない点もあるわけであります。が、そういう点で下されたものを、そういう石油価格の急騰というような事態等においてはやはり機を失せずに引き上げをして、それなりのハンディキャップのない寒冷地、積雪地の公務員の人たちの生活が確保されるように、手当が確保されるよう、そういう点についての総裁の御見解をひとつ伺つておきたいと思います。

○内海(倫)政府委員 たびたび私も申し上げておりますし、今委員からもいろいろ御意見がございましたが、やはり生計にかかる大変大事な問題でございますから、今後におきましても十分に考えていただきたい。したがつて、具体的に言えば、また灯油価格等燃料費の値上げなどがあります際は、やはり我々はそれに対応して時期を逸しないような措置もとらなければならぬ。そういうことも十分考慮はいたしておるつもりでございます。今後につきましては、そういう意味で柔軟に対応していくような考え方で臨まなければならぬかと思います。

○広瀬委員 あと三分ほどありますから、局長で結構ですけれども、級地の改善。こここのところ日本列島も異常気象といいますが、我が栃木県なんか、日光あたりに案外雪が降らない、四国や九州で雪が降っているというようなことなんかもあります。今後につきましては、そういう意味で柔軟に扱われるわけであります。世界的な異常気象といいうな事態でもございますし、日本列島もそういうふうな考え方をしなければならないようなことが起きて、地域的にも何か新しい寒冷地帯といふことを体、全国寒対協あたりから、そういうようなもの

を反映して、気温の統計的なもので示された場合」は新しく支給地域を設けて弾力的な考え方を持つてしているわけであります。

なり積雪の統計というよ
には、級地の改善あるい
るというよな点について
いただきたいな、そう思
が、いかがでござります

ておるわけであります、現実は、今年度人事院勅告が八月四日に勅告され、この政府方針の閣議決定が十一月二十五日、国会に付託をされましたのが十一月二十二日で、きょう本委員会で審議がさされているわけであります。もう既に四ヶ月以上が

○内海(倫)政府委員 勸告自体がどういうふうな
討してみる必要があるのではないかということを
含めて、お考えがありましたらお答えをいただき
たいと思います。

[View all reviews](#)

○中島政府委員 今回、寒冷地手当の中の加算額の引き下げを行つたわけでございますが、それ以外にも寒冷地手当をめぐりましてはいろいろな議論がその過程においてございました。私たちはその過程でもよく御説明申し上げましたが、寒冷地手当を含む給与につきましては、国家公務員法で官民均衡の原則というのがござります。したがいまして私たちも、そういう官民均衡の原則という

う点についてはもうほど遠い現状になつていると
思いますし、このことは、長い間こういう状況が
続いているわけでありますから、何らかひとつ制
度的にこの早期完全実施ということについて見直
していくかなければならぬのではなかろうかとい
う気がしておるわけでありますが、総務庁長官と
してこの問題について御見解がありましたら、お
尋ねをいたしたいと思ひます。

先制御存じと存じます。

さて、この勅告を国会及び内閣に提出いたしました以後の問題ですけれども、私どもは、勅告の中にも早期に実施をしていただきたい、また、勅告に際しての私の談話の中でも早期実施を要望いたしておりますわけでございます。政府におかれましても大変慎重なしかも厳密な検討をされた上で御決定いただいておりますので、私どもとしまして

もとにおいてどこまで温かい配慮ができるかとい
う問題に帰すると思うのですが、この際、級地の
問題とかあるいはその他提起されました諸問題に
対応するに当たりましては、一度民間の寒冷地手
当の支給状況というものを調査して、その中で対
応をどのようにするかを考えていかなければなら
ないというふうに考えております。

○高島國務大臣 ただいま御指摘のように、勧告を受けましてからこうして法案を御審議いたぐまでに相当の日時を要したわけであります。私も総務庁、完全実施をしてまいること、しかも早期に完全実施をしたいという立場を表明してまいりました者といたしましては、大変残念に思つてゐるところであります。

は、やはりいろいろな事情もあるうと思ひますけれども、そういうふうなことを踏まえながらできるだけ早期に実施していただこうことが望ましいとは思つております。

ただ、制度上の問題ということになりますといろいろ問題もあるうと思いますから、私からは、なおそういふことにかかる意見は差し控えさせていたどきたいと思います。

これはやはり年によって相当違う状況も出てまいるわけですから、そしてまた、新しい地域で非常に寒くなる、気温が下がるというような変化というものもあるわけですから、弾力的にひとつ考えていただきたいなという要望だけ申し上げておきます。

事院が勧告を下さる、その勧告を最大限尊重しながら、かつまた現下の厳しい財政事情の中で国民感情等も配慮しながら取り進めていくという現在のやり方についてはベストなものだというふうに考えておりまして、要は、できるだけ早く法案を

○田口委員 治省にお尋ねいたします。
本法案が成立をいたしますと、当然地方公務員
も国家公務員に準じての改定がなされると思いま
す。大変時期的に切迫をしているわけですね。こ
れはちょっと政府の方に御質問するのを忘れてお
ります。

ましで、終わらせていたたきます。
○竹中委員長　田口健一君。

まとめて提出をし御審議をいたくといふことを一層努力をしなければならない、このように思つておりますが、制度的に根本的に不都合なところ

りましたか。早期完全支給ということは少たくとも年内に改定の差額が支給される、こういう前提に立って私は物を言っているわけですが、

総与開保二法案に「きまして 賛成の立場から御質問させていただきますが、十分間という時間でありますので、二点に絞ってお答えをいただきました

○田口委員 人事院の方にお尋ねをいたします。
があるというふうには考へておらないところでござります。

地方公務員の場合、このままの状況でいた場合に年内に改定の差額が支給できるのか、どういう状況になっているのかわかつておつたら教えてい

いと思います。

人事院勧告制度の趣旨という言葉も使われたわけ
勧告を出した側からいつて、今長官の方からも

○松田説明員 地方公務員の給与につきまして
ただきたいと思います。

去る八月末の本委員会におきましても、私は、特にこの早期完全実施について総務庁長官並びに官房長官に対しても尋ねをいたしました。それぞれ積極的な御答弁をいただいたというふうに考え

であります。そういう点から考えてみて、勧告の出し、放しではないと思いますけれども、やはり勧告を出した側の立場として何らかのアクションを起こすべきではないか、あるいは人事院とし

は、国家公務員の給与に準ずるというのが現行制度の建前でございまして、給与改定につきましても、基本的には国の給与改定に準じて行われるべきものと考えております。このような観点から、

記録を作成するということになつておるわけでございます。その趣旨は、六十年に定期制を導入した際にこのような規定を設けたわけでございますが、勧奨退職制度の運用の一層の適正化を図るという趣旨で出たものでござります。

○井上(和)委員 続いて、この記録のことなんですが、書式がちゃんと決まっておると思うわけなんですが、どういうふうな書式になつておりますか。

○勝又政府委員 記録の書式は總理府令で定まつておりますが、簡単に記載事項を申しますと、「氏名」、「生年月日」、「採用年月日」、「職員の応諾年月日」、「勤続期間」、それから「勤務官署・職名」、「俸給月額」、「退職勧奨年月日」、「職員の応諾年月日」、「退職勧奨の理由」などでございます。

○井上(和)委員 ちょっと早口で申されたので聞き取りにくいのですが、「退職勧奨の理由」といふ欄はございますね。

○勝又政府委員 いわば氏名、生年月日等の事実関係とは別に「退職勧奨の理由」という欄を設けてございます。(井上(和)委員「あるんですね」と呼ぶ)はい。

○井上(和)委員 この理由のところは高石氏の場合の理由はどういうふうに書いてございましょう。

○奥田説明員 ただいまお話をありました「退職勧奨の記録」の上では、簡潔に「後進に道を譲るため」と書いてございます。

○井上(和)委員 「後進に道を譲るため」とお書きなんだそうありますが、先ほども若干触れました「國家公務員退職手当法の運用方針」の中の「退職の主たる理由が選挙に立候補するためのものであることが明らかである場合には、勧奨退職としては取り扱わないものとする」ここで言う「明らかである」ということは、理由の中に明確に選挙に立候補するということがあるというだけに限るということなんでしょうか。そのことについてどうでしょう。だから、そういう事実はみんながそういうふうに思つていたとしても、その書

いてある文字自体がそうでなかつた場合にははそれをとおりなんだというふうに扱つてることなんでしょうか。

○勝又政府委員 退職を勧奨退職とするかどうかはあくまで任命権者の御判断でございますが、私が、書式がちゃんと決まっておると思うわけなんですが、どういうふうな書式になつておりますか。

○井上(和)委員 結局、そう書いてあるからといふことがやはり強いというふうな感じを受けるわけなんですが、御案内のとおり、五十四年でしたか、北海道厅を退職された公務員の方が市長選に出馬をしたために、勧奨扱いを受けていたことに対しまして、札幌地裁が勧奨には該当しないとして優遇分の七百四十七万円の返還を命ずるという判決を出したということがあるわけなんですね。経務厅としてはこれを認めていないことがあります。経務厅としてはこれを認めていなければ別に問題にはならないかと思ひますけれども、こ

ういうふうな公然といいましょうか、多くの方々

この高石氏の場合のよう、六月に退官をされ

その三月のときに既にそんな話をされて、しかも

七月には正式な出馬表明をする、こんな状態になつてしまりますと、その退職の勧奨のときにこれ

が抵触をするというふうに考える方が私は筋じや

ないのか、道理じゃないのかという気がするわけ

なんですが、こういうことについて今後の考え方

についても、できましたら総務長官の御所見を伺

つておきたいと思います。

○高島国務大臣 他の省庁で御判断なさったこと

につきまして私の方から批判がましいことを申し

上げることは差し控えなければならないと存じま

すが、委員が御指摘なさるようなケースについて

は各省庁とも十分慎重であつてほしいというふう

に考えております。

○井上(和)委員 この資料によりますと、高石氏

は、文部事務次官在職中の出張についてですが、

報道もされておりますように福岡にたびたび行かれております。

特に、具体的に申し上げますと、六十二年の五月に九州大学の民主教育協会講演会あるいは文教施設の視察、そして同じ六十二年の十一月に九州

大学で七国立大学長会議に出席をして、同じく六

十三年の三月にはまた九州大学の施設の視察とい

うふうにあるわけなんですが、こんなに視察とい

うものが同じ大学に對してたびたびやられるもの

なのか。視察はされたらいけないということはな

いわけありますけれども、同じところへこんな

に短期間にたびたび視察をしなければ、一度行つ

たのではそういうことは済まなかつたのかとい

うことを疑問にも思うわけあります。

具体的にお伺いをしますと、例えば六十二年の

五月の文教施設の視察というのと六十三年三月の

同じ大学の施設の視察というのはどういうふうに

具体的な視察が違つたかといふか、どういう

ことを視察されたのか、これを具体的にお聞かせ

願いたいと思います。

○奥田説明員 御説明申し上げます。

六十二年の五月の御指摘の件ですが、お話をございましたように民主教育協会の講演で、九州大

学で開かれたものでございますからそちらへ参り

まして、その際、六十三年度以降の九州大学の整

備計画等についての懇談をしたというふうに聞い

ております。

そして、六十三年、本年でございますけれ

ども、三月二十二日に参りましたのは、これは主

たる目的と申しますが、第十回の全国選抜高校

球大会、この開会式に参りました、その際、この

近くにございます九州大学の柏屋演習林の視察を

したということでございます。

○井上(和)委員 もつと詳しく述べたいの

であります、官房長官お見えでございますの

で、長官にお伺いをいたいと思います。

綱紀矯正の問題につきまして、「官房綱紀の肅

正について」という公務員の廉正措置を閣議決定

されました、今回の事件を通しましての態度とい

うか対策措置をおとりいただいたということだと

思ひます。今まで何回か肅正についてのお話は、

例えば四十八年でしたか、それから五十四年とい

うふうに何回もなされているわけであります。

何回も残念なことが起つたということだと思う

わけであります。今回お出しになつて今度こそと

いいましようか、お出しになつたときの決意とい

うか意義についてまずお伺いをいたしたいと思ひます。

○小淵国務大臣 最近公務員の不祥事が発生し、

国民の不信を招いていることはまことに遺憾であ

ります。改めて綱紀矯正の徹底を図る必要があ

ると考えた次第でございます。十三日の閣議にお

きまして総理から同趣旨の御発言がありまして、

政府全体として受けとめ、厳正に対処するため、

十六日の閣議において綱紀矯正策の大綱を閣議決

定いたしたところでございます。綱紀矯正につ

て総理の御発言を受けて閣議決定をいたしました

のは昭和三十二年以来、こういうことでございま

して、こうした事態が起つりましたことは大変残念のきわみだと思っております。

政府全体として受けとめ、厳正に対処するため、

十六日の閣議において綱紀矯正策の大綱を閣議決

定いたしたところでございます。綱紀矯正につ

て総理の御発言を受けて閣議決定をいたしました

のは昭和三十二年以来、こういうことでございま

して、こうした事態が起つりましたことは大変残念のきわみだと思っております。

政府全体として受けとめ、厳正に対処するため、

十六日の閣議において綱紀矯正策の大綱を閣議決

定いたしたところでございます。綱紀矯正につ

て総理の御発言を受けて閣議決定をいたしました

のは昭和三十二年以来、こういうことでございま

して、こうした事態が起つりましたことは大変残念のきわみだと思っております。

政府全体として受けとめ、厳正に対処するため、

十六日の閣議において綱紀矯正策の大綱を閣議決

定いたしたところでございます。綱紀矯正につ

て総理の御発言を受けて閣議決定をいたしました

のは昭和三十二年以来、こういうことでございま

して、こうした事態が起つましたことは大変残念のきわみだと思っております。

政府全体として受けとめ、厳正に対処するため、

十六日の閣議において綱紀矯正策の大綱を閣議決</

れたというふうに理解できるものが見られるわけあります。けれども、またこれを出さなければならないといふことがありますと本当に大変なことだと思いますし、同時にこれは、政治不信といふものは基本的に我々政治家がもちろん反対をしなければならない大きな問題でもあろうと思いまして、同時に公務員の方ももちろん綱紀の肅正ということは図つていただかなければならぬというふうに思うわけでございます。

これは新聞にも報道もされましたけれども、マックス・フィールドさんが辞任をされるのに当たつて何か記念品でも差し上げようかということが總理からお話をあって、その段取りをしていたのだけれども、どうも二百ドルでしたか以上の物品は絶対に受けないのだという決まりがアメリカにはあって、だからそんなことはちょっとお受けできにくいというようなこともあつたのでやめたというふうなことを聞いたのですが、これは本当だったのですか。

○小淵國務大臣 アメリカの公務員に対する贈答その他につきましては大変厳しい制約があるようでございまして、相手方に御迷惑がかかつてはいけないことでございますので、十分配意したつもりでございます。

○井上(和)委員 この一事を見ましても思うのですが、例えばこの場合ですと、二百ドルなら二百ドルという金額がきっちりと明示をされておりますので、ああ、これはそれ以上だ、これはそれ以下だという日安もできるでありますようし、話が非常に具体的だというふうに思うのです。この通達を見ましても、何回も通達をお出しになるのですが、そのなる中でも表現が結局あいまいといふか、とりよろによるような表現が多いのじやないかといふように思うのです。だから、例えば何円なら何円という具体的なものをもつとお出しになると進んでいくというのが、この一つの例からもその具体的なことについてお考えがもしありますたら、お伺いをいたしたいと思います。

○小瀬国務大臣 先生、アメリカの例を引かれましたけれども、正確に事実関係を掌握しておりますませんが、恐らく議会で各種の法律に基づいてそういう規制をされておるのじゃないかというふうに思っております。

政府といたしましては、公務員に関して、今御指摘のように詳細にわたってその制限をすべきだ、ということをお考へとして理解できますが、すべてそれぞれどの辺にメルクマールをつけるかといふことにつきましてはなかなか難しい問題だらうと思います。要は、基本的には、この私が官房長官として発しております文章に指摘をされておるようなことを十分承知をいたしまして、それを個々の公務員が対処していただければ、国民の指弾を仰ぐことはないというふうに確信いたしていります第ございます。

○井上(和)委員 時間が参りましたので、終わりたいと思います。ありがとうございました。

○竹中委員長 川端達夫君。

○川端委員 長官、総裁、よろしくお願ひします。時間が限られておりますので、通告をして質問がない場合は御容赦いただきたいと思います。

初めに、人事院総裁にお伺いしたいのですが、今までのきょうの委員会でも公務員の綱紀爾正云々という部分がややもすると非常に話題になりますけれども、実際に私考えますに、ほんとんど大多数の国家公務員の皆さんは日々お仕事に懸命に努力をされ、頑張つておられるというふうに思うのです。そういう意味で、意欲を持つて国民の期待にこたえる仕事をしていただくというのが国民も期待をしておることなんです。そういうことが報われる、評価をされるという意味で、初めてこういうことをされたというのを非常に高く評価しているものなんですが、この経緯あるいは目的、選考の基準等々についてお尋ねをしたいと思います。

○菅野政府委員　國家公務員は、強い使命感を持ちまして、国民生活の向上、安定という行政目的の達成のために日夜それぞれの職場において職務努力に専念しておるわけでございますが、これらの仕事には、多年にわたって困難な仕事一筋に勤めてきた方、離島その他の僻地で精神的にも肉体的にも苦労の多い職務に従事していた方などがござります。これらの方々の苦労や努力を人事院監裁として評価し、たたえたいという總裁のお考え方から、人事院創立四十周年を機会に、今回の賞を授けたものでございます。

選考に当たりましては、各省庁から、これらの方々の勤務を通じて、不斷の努力により國民の公務に対する信頼感を確保し、増進させ、あるいは公務員の公務員の役割を國民に理解してもらうことに尽力しておらしている職員及び職場を推薦していくただとき、その中から、各層の有識者六名による選考委員会の答申を経まして、受賞者として個人五名、職域五グループを決定いたしたものでございまして、十二月七日に表彰式を行つております。

なお、この顕彰は今後も繼續していきたいと考えております。

○川端委員　そういう趣旨で、ぜひとも地道にておられる方々の意欲の向上というものを図っていただきたいというふうに思います。

總裁は、就任以来実際の現場をいろいろと歩みて、現地の方々との懇談等々あるいは視察等々で積極的に回っておられるというふうに伺つております。非常に御立派だと思いますが、實際ごらんになつて、そういう仕事あるいは職場環境を含めましてどのような御思想をお持ちなのか、簡単にちょっとお聞かせをいただきたいと思います。

○内海(倫)政府委員　御存じのように、國家公務員というのは國民の皆さんに接する機会が割合少ないわけでございます。とりわけ地味な仕事をしております人たちというのは、ある意味からいえば國民の皆さんからはなかなかわかつていただいてないと思います。そういう意味で、私自身も果たして十分、國家公務員の諸君がどういうふうな縁の

下の方持的な仕事をしているのかということはわかりませんし、これはぜひ見せてもらいたい。各省ともいろいろ相談しまして、そういうふうな目につかないところで実は本当に国民の皆さんのために努力しておる公務員の姿ができるだけ私の目で見たい、そしてまたそういう声を聞きたいということであちらこちらを見て回ったわけでございます。

実際に見てみると、単に報告とかあるいは書類等で見るよりももつともと厳しい条件のもとで仕事をしております。これは私どもだけではなく、国民の皆さんにもこういう実態は知っていたら必要があるということを私も痛切に感じました。表にはなかなか出ておらない国家公務員の姿でございますが、こういうものを知っていたらくとも進むもの、私は現場を見ながらこういうふうに痛感をいたしました。今後もそういうふうな姿をぜひ私も見、また皆さんにもお知らせをしていきたい、こういうふうに思っております。

○川端委員 今法案でかかっております給与の問題あるいはこの前通りました土曜閉庁の問題を含めて、基本的にまさに国家公務員の皆さん方は国民の財産といいますか、支える仕事をしていくだけであるわけですから、そういう部分での国民の皆さんと現場の人とのお互いの理解というものが前提でないと、例えば土曜閉庁の問題についても今回の中止改定にしても、意思疎通を欠くといろいろ余分な問題を起こしてしまう。あるいは綱紀肃正に至ってもまさにそういう一面だと思います。そういう意味で、今総裁がお述べになりましたような観点からも、本当の実態を国民が十分理解できるよう御努力を要望しておきたいと思います。

それから、防衛庁にお尋ねをしたいのですが、現在防衛庁の職員給与法で、いわゆる予備自衛官に關してなんですかけれども、予備自衛官の手当が月額四千円、訓練招集は一日五千六百円というふうになっているのです。諸外国の例あるいは一般に、例えば一日行って五千六百円というのはないか

にも低額ではないかな。しかも、予備自衛官ですからほかにお仕事をお持ちになつていて、訓練の招集があつて予備自衛官が訓練に行くというときになると、仕事を休まなければいけない。こういう部分からいふと、月額の四千円あるいは訓練招集が一日に五千六百円といふのはいかにも安いのではないかといふうに感じるわけですがけれども、この点についてはどのようにお考えになつておられるのでしょうか。

れまでも努力をしてまいつておるわけでございま
す。これからも努力してまいらなければなりません
んけれども、御承知のように、これはいわゆる高
度の政治判断を必要とするものでござります。し
たがいまして、国会の御審議だとがあるいは国民
世論等の動向をよく踏まえながら今後これを制定
してまいりたい、かように考えておりますので、
その点御理解をいただきたい、こう思います。
○川端委員 時間がほとんどないので議論をする

に伴いまして行政サービスの低下を来してはいけないわけでござりますので、そのため、緊急時に備えます業務体制の整備その他の工夫につきましていろいろ検討を進めておるところでございまして、また、土曜閉庁の導入に伴いまして勤務条件件の改正があるわけでございますが、これにつきましても、それぞれのところにおきまして訓令の改正等の見直しを行つておるわけでございます。

一方、土曜閉庁の導入に伴います国民への周知度

総務庁の通達では、「退職の主たる理由が選舉に立候補するためのものであることが明らかでないもの場合には、勧奨退職としては取り扱わないものとする。」としております。この問題について總務庁長官は、個別の事案については各省庁の判断がある、こうおっしゃいました。しかし、このよろんな通達を出した総務庁としては、高石前文部次官の勧奨退職扱いというのはこの総務庁の通達に抵触するものではないか、そういう問題意識は持つ

Digitized by srujanika@gmail.com

ついての手当あるいはまた訓練招集手当等については確かに低い段階にございますけれども、私たちとしては心を配りながら年々値上げをしてまつてあるわけでございます。将来も、機構も含めて十分検討してまいらなければいけない、かよううに考えております。

わけにいかないのですが、この有事法制の問題、いわゆる今の三十条のように法的にも制定をしないといふ部分と、それから各省庁間で法整備をしなければいけないと、いうふうな問題と、どこが担当するのかもはつきりしないけれども問題であるというふうな研究は既に五十六年に終わっている。そういう中で、今の御答弁はかねがねの答弁と変わらないわけですけれども、そういう状態を続ける中で実際に有事というものに対応できるのかどうかということに関しては、私は対応できな、いろいろ。逆に言うと、あつこはなつよ、二二〇

でございますが、これまで総務厅におきましては、土曜閉庁導入の趣旨につきまして各般のPRを行つてきましたわけでございますが、今後は、閉庁する土曜日、それから閉庁官署の範囲、こういったもの的具体的につきまして、P.Rしていく必要があるだらうと思つております。テレビ、新聞、雑誌等を通じました従来からの媒体によるP.Rにあわせまして、共通のポスターというものを総務厅で作成いたしまして各官署に配付し、必要な箇所に掲示してもららうよう目下準備中でございます。なお、

ておられますか。
○高島国務大臣　ただいま柴田委員がおっしゃいましたように、それぞれの退職を勧奨扱いにするかどうかについては各省庁の御判断にゆだねられているところでございますので、その御判断について適当であるかどうかということを、私の立場で批判がましいことを申し上げることは適当ではございません。いたしましては、職員が退職後選舉に立候補するというようなことが明らかであるような場合に

[View all posts](#) | [View all categories](#)

頗りいたいと思います。それから、これはかねがね我が党が主張しなかなか進展をしない問題の一つなんですねけれども、防衛厅に限つて言いますと、職員給与法の三十三条で、有事において出動を命ぜられた職員に対する手当等については「別に法律で定める。」といふように書いてありますし、有事法制研究でもその部分は法の手当をしなければいけない部分というふうに明記をされているわけですが、手当を別に法律で定めるということ以上の進展が、まだないという部分に関して、どうしてそういう状況のままなのか、どういうふうにお考えなのか、長官にお尋ねをしたいと思ひます。

されども、有事というものを考えたときには、まさに超法規的な処置をとらざるを得ないということが言えない。それが逆に言えば国会を輕視したものでしかないということでは、防衛廳長官としても今までの枠を超えて、国民世論の喚起といいましても何もしなければ、だれも動かなければだれも動かないのですから、そういう部分ではぜひとも具体的に、要するに研究会の次の段階はどうあるべきなのかということに関して御検討をお進めをいただきたいというふうに要望しておきたいと思います。

それから、最後になりましたけれども、土曜閉院法案が参議院でも成立をいたしました。実施、

○川端委員 時間が来ましたので終わります。どうもありがとうございました。

○竹中委員長 柴田睦夫君。

○柴田(睦夫)委員 最初に、先ほど問題提起されました高石前文部次官に対する退職手当金の問題です。

高石前文部次官は、ことしの六月に退職するわけですが、三月には事実上の出馬表明をすらる、それから役所にいたときからいろいろと選舉の準備活動である行為を行つてきました。このことか

○柴田(勝)委員 前の後藤田総務庁長官は、私の質問に対して、在職中に選舉に出る意図がはつきりしている場合は本人の意思で出るのだから勧奨退職条項を適用するのはおかしいという趣旨の答弁をされております。この長官答弁に従いますれば、退職手当法運用方針の通達の趣旨は極めて明確であると思うわけであります。総務庁の考えでは、各省庁に物が言いにくいという趣旨の答弁になつておりますけれども、総務庁としては通達をちゃんと守らせる、自分で出しているわけですか
かないような対処をしてほしいというふうに考えております。

○田澤國務大臣 御指摘のように、いわゆる有事給与の問題は、今お話しのように防衛庁職員給与法の三十条に法的な根拠を置いておるわけでござりますので、これを特にこれから制定してまいらなければならぬのでございます。したがいまして、防衛庁としましては有事法制の一環としてこ

○**勝又政府委員** お答えいたします。
まず準備の方でございますが、土曜閉庁の導入
施行までにもう一ヶ月もない、とほんの十日ほど
という期間に迫ってきたわけですけれども、円
滑な施行のために現在どういう状態になつてゐる
のか、あるいはPR等々含めての準備の状況等に
ついてお伺いをしたいと思います。

ら選挙に出馬する意図は明らかでありました。しかし文部省は、この自己都合による退職を奨励獎金にして、答弁はされませんけれども、計算をいたしますと、本来四千九百六十万円の自己都合退職金にすべきものを千六百二十万円割り増しする勧奨退職金六千五百八十万円を支給されているということが推定されるわけであります。

○高島国務大臣　ただいま申し上げましたように、個別の事案についての判断はそれぞれの省庁の責任において行うことのございますが、この通り達が守られますよう私どもいたしましては今後やられるということがあつてしかるべきじゃないかと思いますが、いかがですか。

後とも十分対処してまいりたいと思います。

○柴田(睦)委員 そういう御決意をお伺いしますけれども、通達が出されたその後においても、各

省庁の勧奨退職扱いというのは實際上通達を守るものになつてないというよう見られるわけであります。私も調べてみました。通達が出された

後で、立候補の意図が明らかでありながら、退職し勧奨扱いの退職金を受けた高級公務員には、今言いました文部事務次官、それから建設省、農水省、北海道開発庁の各次官があります。そして、

当の総務省の次官があるわけあります。

このほかにも、通産省の特許庁総務部長、防衛省の航空自衛隊幹部学校長、それから農水省の構造改善局次長、私が調べただけでも八名が判明しているわ

けであります。この運用方針の通達が守られてい

るのか。選舉に出る者を勧奨扱いにしている実態

を調査して、通達を厳正に守るように、こういう

ような指導をするためにもこれらの実態を徹底的

に調べることが必要だと思いますが、いかが

ですか。

○高島国務大臣 総務省の前次官の退職のことについて御指摘をなさいましたので、これはみずか

ら身を正さなければならない立場にござりますの

であります御説明を申し上げたいと存じますが、実

は藤江次官は、昨年の暮れあたりから後進に道を

譲るべきかどうかにつきまして私の方といろいろ

話し合ひをいたしておりました。具体的には個人

情報保護法案、それからまた週休二日制の問題、

さらには行革審の意見具申、これらの問題を抱え

ておりましたので、それらが一区切りついた段階

でひとつ身を引いたらどうかということを私は申

しておったところでございます。したがいまし

て、三月の二十七日ごろであったと思いませんが、

北海道に視察に参りました時点におきまして、後

任は古橋官房長とということを私が記者団との懇談

会で発表いたしました。その段階においてはもち

ろん立候補のリの字もなかつたわけでございまし

て、その時点からもう勧奨を明らかにしておつた

ところでございます。おかげ、これは外部には

まだございません。

○柴田(睦)委員 それから、寒冷地手当の問題について北海道大

今まで申しておりませんが、実は人事関係の問題が若干ございまして、それらの整理をつけた上で、おせん立てをして自分は身を引くということを申しておつたところでございますので、立候補とは全く関係ございません。

退職をいたしました後、実は車恩連の方から何

とか候補になつてくれないかという話があつたけ

れども断りましたという報告も一回受けしておりま

す。私はやめておけと言つたのですが、本人がつ

いに抜き差しならなくなりましたと言つてその後

もう一回やつてきて、いわば拘縛されたという

状況にござりますので、退職時点においては立候

補ということは全くなかつたというふうに私は承

知をしております。これは責任を持つて申し上げ

ることができます。

他の省庁につきまして今後この通達が守られま

すように、私どもといたしましてはいろいろな機

会に努力をしていきたいと考えております。

○柴田(睦)委員 まだ疑問が残つて言いたいこと

もありますけれども、時間が限られておりますの

で、この程度にしておきます。

それで、一般職給与法と寒冷地手当法の改正の

問題ですが、問題点を指摘いたしますと、一つ

は、今まで一緒に勧告が出されても二つの法律

の改正案をつくつて改正するということがやられ

た。今度は一本にした。これは結局、今の段階で

審議をしなければならない、給与法を上げなくち

ゃならないということで重大な寒冷地問題の審議

が実際上できなくなるということで、こういう出

し方というのは重大な問題だということになります。

○柴田(睦)委員 答え申し上げます。

今回の給与法及び寒冷地手当の改正は去る八月

四日の人事院勧告に基づくものでござりますが、

いずれもその内容は民間給与への準拠でございま

して、いわば情勢適応の原則に従つたものでござ

います。一方は俸給表の額を、他方は寒冷地手当

の加算額を適正な額に改めるという同一の趣旨、

同一の目的によるものでござりますので、これを

一括して改正法案として御提案させていただいた

ところでござります。

○柴田(睦)委員 政府は、加算額を切り下げる理由に、灯油価格

の値下がりを挙げていますが、北海道、東北地方

で生活する人々にとって、灯油は一般的な生活

必需品にとどまらず、厳しい寒さから命を守る

いう特別な役割を果たしているのであります。

この重要な物資購入にかかる手当を削減するとい

うからには、それ相当な慎重かつ十分な検討、ま

た当然のことながら、該当労働組合との合意が前

学教職員組合などが調べた調査によりますと、人事院が調べたこの使用量、こうしたものとはなるかな差がある。それから次に、消費者協会の暖厨房調査では、一九八〇年代以降に北海道の灯油使用世帯が五%低下して、電力使用世帯が六%上升している。こうした変化が考慮されているかどうか。

それから総務省の家計調査年報によりますと、昭和六十二年度の青森市の灯油支出は五万二千二百五十一円、東京の灯油支出は五千四百三十三円で、青森の方が四万六千八百十八円多い。これ

は、寒冷地なるがゆえに暖房のために支出を余儀

なくされるものである。ところが今回の法案で

は、青森では加算額を減らして一万六千五百円に

する。灯油価格が下がっているという実態だけで

はなくて、灯油使用の実態を果たして考慮してい

るのか、こういう問題があるわけであります。

要するに、私は、一方的な考え方、いろいろな

資料を十分に検討していろいろな討論をしてやら

なければならぬ問題を、自分たちの資料だけで

切り下げるというのではなくて、これは寒冷地勤務の公務員労働者の実質生活を切り下げるものであつて、

許されない問題であるということを指摘しておき

ます。あと一分ぐらいありますから、何か……。

○勝又政府委員 先生御指摘の第一点についてお

答え申し上げます。

今回の給与法及び寒冷地手当の改正は去る八月

四日の人事院勧告に基づくものでござりますが、

いずれもその内容は民間給与への準拠でございま

して、いわば情勢適応の原則に従つたものでござ

います。一方は俸給表の額を、他方は寒冷地手当

の加算額を適正な額に改めるという同一の趣旨、

同一の目的によるものでござりますので、これを

一括して改正法案として御提案させていただいた

ところでござります。

○柴田(睦)委員 終わります。

○竹中委員長 これにて三法案に対する質疑は終了いたしました。

○竹中委員長 この際、一般職の職員の給与等に関する法律及び国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案に対し、柴田陸夫君外一名から修正案が提出されております。提出者から趣旨の説明を求めます。浦井洋君。

【本号末尾に掲載】
一般職の職員の給与等に関する法律及び国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案

【本号末尾に掲載】
一般職の職員の給与等に関する法律及び国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案

これを定める。

- 3 2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(資料の提出等の要求)

- 第七条 会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、国の関係行政機関の長に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(政令への委任)

- 第八条 この法律に定めるもののほか、会議に関する必要な事項は、政令で定める。

附 則

- 2 (施行期日) この法律は、前項の政令で定める日から起算して三年を経過した日にその効力を失う。

- 1 (この法律の失效) この法律は、公布の日から起算して一年を超える範囲内において政令で定める日から施行する。

(この法律の失效)

理由

臨時教育審議会の行つた答申に基づき教育改革を推進するため、同答申を受けて講ぜられる施策の円滑かつ効果的な推進に関する重要事項を調査審議する機関として、総理府に臨時教育改革推進会議を置く必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

に改正する。

第十一条の三第一項第一号中「二十三万九千円」を「二十四万六千円」に改め、同項第二号中「四万三千五百円」を「四万四千五百円」に改める。

第十二条第二項第二号及び第四号中「満十八歳未満の」を「満十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある」と改め、同条第三項中「一万五千円」を「一万六千円」に、「一万円」を「一万五百円」に改める。

第十三条の七第二項第一号ロ中「八千五百円」を「一万五千円」に改める。

第二十二条第一項中「一万五千八百円」を「二万六千四百円」に改める。

別表第一から別表第九までを次のように改める。

- 一般職の職員の給与等に関する法律及び国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一一部を改正する法律案

一般職の職員の給与等に関する法律及び国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一一部を改正する法律

- (一般職の職員の給与等に関する法律の一一部改正)

- 第一条 一般職の職員の給与等に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のように

別表第一 行政職俸給表(第六条関係)

イ 行政職俸給表(一)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
号 債	俸給月額										
1	99,100	121,100	141,000	171,700	187,600	205,400	222,900	241,800	271,500	305,900	349,100
2	102,200	126,800	148,000	179,600	195,800	214,100	231,700	251,000	282,800	318,000	363,700
3	105,500	133,500	155,200	187,500	204,200	222,800	240,600	260,300	294,100	330,100	378,300
4	108,800	140,900	162,400	195,600	212,500	231,500	249,500	269,700	305,400	342,200	393,000
5	112,500	147,500	169,800	203,900	220,900	240,200	258,600	279,400	316,900	354,400	407,600
6	116,700	152,900	177,200	212,100	229,100	248,900	267,700	289,000	328,400	366,600	422,200
7	121,100	158,300	184,300	220,200	237,200	257,600	276,800	298,600	339,900	378,800	436,800
8	125,200	163,400	191,300	228,100	245,100	266,500	286,000	308,200	351,400	391,100	451,300
9	128,900	168,100	197,300	235,700	253,000	275,400	295,200	317,800	362,700	403,200	465,500
10	132,200	172,400	203,100	243,100	260,900	284,500	304,400	327,300	373,800	414,800	479,500
11	135,100	176,600	208,800	250,600	268,700	293,600	313,500	336,800	384,400	424,600	490,300
12	138,100	180,700	214,300	258,200	276,300	302,600	322,400	346,300	394,900	433,900	497,200
13	140,500	184,800	219,800	265,200	283,400	311,500	330,800	355,200	404,000	441,700	503,900
14	142,900	187,900	224,800	272,200	290,500	319,900	338,200	364,000	411,100	448,900	510,200
15	145,300	190,800	229,600	278,300	296,300	327,700	345,000	371,200	418,000	453,500	515,000
16	146,900	193,800	234,300	284,300	301,700	334,000	350,900	377,900	422,700		
17		196,700	238,700	288,700	306,600	339,900	356,100	382,400	427,400		
18			199,400	242,300	292,500	310,600	344,100	360,700	386,600	431,700	
19				201,400	245,700	296,200	314,400	348,200	364,800	390,700	
20					248,300	299,000	317,700	352,200	368,900	394,800	
21						250,900	301,700	320,700	356,100	372,900	398,600
22							253,400	304,400	323,800	360,000	376,600
23								255,900	307,100	326,900	363,900
24									258,300	309,800	329,900
25										260,700	312,400
26											263,100
27											
28											
29											

備考 この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。

□ 行政職俸給表(二)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	88,900	123,600	139,500	157,500	182,000	207,500
2	91,600	128,800	145,500	163,700	188,300	214,200
3	94,400	134,100	151,500	169,800	194,500	220,900
4	97,200	139,500	157,500	175,900	200,800	228,200
5	99,800	145,000	163,600	182,000	207,000	235,600
6	102,900	150,300	169,700	188,100	213,300	243,200
7	106,300	155,600	175,500	193,700	219,400	250,800
8	109,900	160,800	181,200	199,000	224,900	258,400
9	113,800	165,900	187,000	204,300	230,300	266,100
10	118,400	170,900	192,400	209,600	235,700	273,600
11	123,600	175,800	197,400	214,600	241,100	281,200
12	128,800	180,500	202,400	219,500	246,500	288,500
13	134,000	185,100	207,200	224,400	251,800	295,800
14	139,100	189,500	212,000	229,300	257,000	302,200
15	144,000	193,700	216,700	234,100	262,100	308,500
16	148,600	197,500	221,300	239,000	267,100	314,700
17	152,900	201,300	226,000	243,300	271,900	320,900
18	157,100	204,900	230,800	247,300	276,400	326,400
19	160,900	208,500	235,100	250,800	280,600	331,600
20	163,800	211,100	239,200	254,200	284,600	336,100
21	166,700	213,300	242,400	257,300	288,500	340,600
22	169,600	215,600	245,200	260,400	292,100	345,000
23	172,400	217,700	247,600	263,400	294,800	348,400
24	175,000	219,800	250,000	266,200	297,300	
25	177,300	221,900	252,200	268,800	299,700	
26	179,500	224,000	254,500	271,400	302,100	
27	181,600	226,000	256,700	273,800		
28	183,700	228,200	258,900	276,000		
29	185,700	230,200	261,100			
30	187,600	232,100	263,300			
31	189,400		265,300			
32	191,200					

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第二 専門行政職俸給表(第六条関係)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 債	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	113,000 円	172,800 円	206,400 円	242,300 円	271,500 円	305,900 円	349,100 円
2	117,200	180,600	215,100	251,500	282,800	318,000	363,700
3	121,600	188,500	223,800	260,800	294,100	330,100	378,300
4	127,400	196,800	232,600	270,300	305,400	342,200	393,000
5	134,000	205,100	241,400	279,800	316,900	354,400	407,600
6	141,400	213,300	250,200	289,300	328,400	366,600	422,200
7	148,700	221,500	259,200	298,800	339,900	378,800	436,800
8	156,000	229,700	268,300	308,300	351,400	391,100	451,300
9	163,400	237,600	277,300	317,800	362,700	403,200	465,500
10	170,700	245,400	286,400	327,300	373,800	414,800	479,500
11	178,000	253,300	295,500	336,800	384,400	424,600	490,300
12	185,000	261,100	304,600	346,300	394,900	433,900	497,200
13	192,000	268,800	313,600	355,200	404,000	441,700	503,900
14	197,800	276,300	322,500	364,000	411,100	448,900	510,200
15	203,500	283,400	330,900	371,200	418,000	453,500	515,000
16	209,200	290,000	338,200	377,900	422,700		
17	214,500	295,100	345,000	382,400	427,400		
18	219,900	299,100	349,200	386,600	431,700		
19	224,800	302,900	353,200	390,700			
20	229,600	306,100	357,200	394,800			
21	234,300	309,300	361,200	398,600			
22	238,700	312,000	365,200				
23	242,300	314,700	369,200				
24	245,700	317,300	372,800				
25	248,300						

備考 この表は、植物防疫官、家畜防疫官、特許庁の審査官及び審判官、船舶検査官並びに航空交通管制の業務その他の専門的な知識、技術等を必要とする業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第三 稅務職俸給表(第六条関係)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級
号俸	俸給月額										
1	109,900	137,200	162,100	195,900	213,200	231,400	248,800	267,600	296,200	328,600	363,800
2	114,100	144,000	169,600	204,500	221,800	240,000	258,200	277,100	305,800	340,100	375,500
3	118,600	150,900	177,300	213,100	230,400	248,700	267,600	286,700	315,700	351,700	387,100
4	123,600	158,600	184,800	221,600	239,000	258,100	277,100	296,200	325,500	362,800	398,800
5	128,900	164,500	192,000	230,100	247,500	267,500	286,500	305,800	335,300	373,900	410,400
6	134,000	169,300	199,100	238,600	256,000	276,900	295,900	315,400	345,100	383,700	422,200
7	138,200	173,800	205,900	246,800	264,400	286,300	305,400	325,000	354,900	393,400	436,800
8	141,100	177,600	211,600	254,700	272,800	295,700	314,900	334,700	364,700	403,000	451,300
9	143,700	181,300	217,100	262,600	281,000	305,100	324,300	344,500	374,400	412,400	465,500
10	146,300	184,900	222,500	270,400	289,000	314,500	333,700	354,300	383,900	421,800	479,500
11	148,300	188,500	227,600	278,100	295,800	323,800	343,100	364,100	393,100	431,200	490,300
12	150,300	191,700	232,700	285,500	302,000	333,100	352,600	373,800	402,400	440,500	497,200
13	152,200	194,900	237,100	291,100	308,000	342,400	362,000	383,100	411,600	449,700	503,900
14	153,800	198,000	241,000	295,700	314,000	351,800	369,500	392,300	420,400	457,600	510,200
15		200,100	244,600	300,000	319,400	360,800	376,700	400,600	429,000	462,000	515,000
16			248,000	304,300	324,700	367,300	383,300	408,100	433,500		
17			250,200	307,600	329,400	373,400	388,800	412,500	438,000		
18				310,900	333,300	378,700	393,900	416,700	442,100		
19				313,700	337,100	382,900	398,000	420,900			
20				316,500	340,600	387,000	402,000	425,000			
21				319,000	343,400	390,900	406,000	428,800			
22				321,500		394,800	409,700				
23				323,900		398,600					
24						402,200					

備考 この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第四 公安職俸給表(第六条関係)

イ 公安職俸給表(一)

第一類第一号

内閣委員会議録第十一号

昭和六十三年十二月三十日

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級
号 債	俸給月額										
1	114,600	124,100	140,100	180,100	213,800	231,400	248,800	267,600	296,200	328,600	363,800
2	119,100	128,900	147,900	188,200	222,400	240,000	258,200	277,100	305,800	340,100	375,500
3	123,900	133,700	155,900	196,600	231,000	248,700	267,600	286,700	315,700	351,700	387,100
4	128,700	139,800	163,900	205,100	239,500	258,100	277,100	296,200	325,500	362,800	398,800
5	133,500	147,400	172,000	213,700	248,000	267,500	286,500	305,800	335,300	373,900	410,400
6	139,300	155,200	179,600	222,300	256,400	276,900	295,900	315,400	345,100	383,700	422,200
7	146,600	162,800	187,000	230,800	264,800	286,300	305,400	325,000	354,900	393,400	436,800
8	154,100	170,300	194,400	239,200	273,300	295,700	314,900	334,700	364,700	403,000	451,300
9	161,400	177,400	202,000	247,600	281,500	305,100	324,300	344,500	374,400	412,400	465,500
10	168,900	184,400	209,600	255,600	289,600	314,500	333,700	354,300	383,900	421,800	479,500
11	175,800	191,500	217,000	263,500	297,700	323,800	343,100	364,100	393,100	431,200	490,300
12	182,800	198,600	224,500	271,300	305,600	333,100	352,600	373,800	402,400	440,500	497,200
13	189,800	205,900	231,900	278,900	313,400	342,400	362,000	383,100	411,600	449,700	503,900
14	196,900	213,200	239,000	286,400	321,200	351,800	369,500	392,300	420,400	457,600	510,200
15	203,900	220,500	246,200	293,900	329,000	360,800	376,700	400,600	429,000	462,000	515,000
16	211,000	227,700	253,500	301,200	336,500	367,300	383,300	408,100	433,500		
17	217,700	234,300	260,700	308,700	343,600	373,400	388,800	412,500	438,000		
18	223,900	240,900	268,100	315,500	350,000	378,700	393,900	416,700	442,100		
19	229,900	247,400	275,600	322,400	355,800	382,900	398,000	420,900			
20	236,000	254,000	283,100	328,800	360,100	387,000	402,000	425,000			
21	242,000	260,400	290,400	335,200	363,700	390,900	406,000	428,800			
22	248,000	266,900	297,500	341,600	367,400	394,800	409,700				
23	254,200	273,400	304,700	347,300	370,900	398,600					
24	260,200	279,900	311,600	351,100	374,300	402,200					
25	266,200	286,200	318,000	354,400	377,700						
26	272,000	292,400	324,400	357,700	380,900						
27	277,500	298,300	330,800	361,000							
28	282,900	304,200	336,400	364,200							
29	287,100	309,400	340,200	367,400							
30	291,200	314,100	343,500	370,400							
31	295,400	318,800	346,800								
32	299,500	321,900	350,000								
33	302,100	324,900	353,200								
34		327,900	356,300								
35		330,900	359,200								
36		333,600									

備考 この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

口 公安職俸給表(二)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
号	俸	俸給月額									
1	109,900	円 137,200	円 162,100	円 195,900	円 213,200	円 231,400	円 248,800	円 267,600	円 296,200	円 328,600	円 363,800
2	114,100	144,000	169,600	204,500	221,800	240,000	258,200	277,100	305,800	340,100	375,500
3	118,800	150,900	177,300	213,100	230,400	248,700	267,600	286,700	315,700	351,700	387,100
4	124,200	158,600	184,800	221,600	239,000	258,100	277,100	296,200	325,500	362,800	398,800
5	129,800	164,500	192,000	230,100	247,500	267,500	286,500	305,800	335,300	373,900	410,400
6	135,500	170,100	199,100	238,600	256,000	276,900	295,900	315,400	345,100	383,700	422,200
7	140,400	175,600	205,900	246,800	264,400	286,300	305,400	325,000	354,900	393,400	436,800
8	145,100	180,900	212,100	254,700	272,800	295,700	314,900	334,700	364,700	403,000	451,300
9	149,400	186,000	218,300	262,600	281,000	305,100	324,300	344,500	374,400	412,400	465,500
10	153,400	190,800	224,300	270,400	289,000	314,500	333,700	354,300	383,900	421,800	479,500
11	157,400	195,600	230,100	278,100	296,400	323,800	343,100	364,100	393,100	431,200	490,300
12	161,500	200,400	235,500	285,500	303,200	333,100	352,600	373,800	402,400	440,500	497,200
13	165,600	205,200	240,900	292,000	310,000	342,400	362,000	383,100	411,600	449,700	503,900
14	169,400	210,000	246,300	297,500	316,500	351,800	369,500	392,300	420,400	457,600	510,200
15	173,300	214,300	251,700	302,700	321,900	360,800	376,700	400,600	429,000	462,000	515,000
16	176,900	218,400	256,300	307,600	327,400	367,300	383,300	408,100	433,500		
17	180,300	222,000	260,900	311,400	332,200	373,400	388,800	412,500	438,000		
18	183,300	225,600	265,100	314,700	336,100	378,700	393,900	416,700	442,100		
19	186,200	227,700	268,600	317,600	340,100	382,900	398,000	420,900			
20	189,000		271,100	320,300	343,700	387,000	402,000	425,000			
21	191,000		273,600	322,900	346,800	390,900	406,000	428,800			
22			276,100	325,500	349,600	394,800	409,700				
23			278,600	328,000		398,600					
24			281,000	330,400		402,200					
25			283,400								
26			285,600								

備考 この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第五 海事職俸給表(第六条関係)

イ 海事職俸給表(一)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 債	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	117,000	151,400	195,000	235,100	266,400	299,500	375,000
2	122,600	159,100	204,200	245,500	277,000	311,800	387,700
3	129,500	167,600	213,700	255,900	287,500	324,100	400,300
4	136,400	176,100	223,200	266,300	297,900	336,400	412,600
5	143,400	184,500	232,700	276,500	308,100	348,500	424,800
6	150,600	192,500	241,900	286,500	318,200	360,300	436,800
7	157,200	199,700	250,800	296,400	328,000	372,000	448,800
8	163,900	206,800	259,400	305,700	337,700	383,600	459,500
9	170,500	214,000	267,500	314,600	347,000	395,000	469,500
10	176,500	220,900	275,300	323,100	356,200	405,500	477,800
11	180,900	227,200	283,000	331,500	365,400	415,700	485,800
12	185,000	232,800	290,300	339,900	374,200	425,800	493,500
13	188,900	238,500	297,600	348,100	382,500	435,000	500,100
14	192,800	244,100	304,700	356,300	390,800	443,100	506,000
15	196,100	249,200	311,800	363,800	397,700	450,500	510,600
16	199,300	253,900	318,800	371,000	403,600	457,400	
17	202,500	258,700	325,400	378,200	409,200	463,700	
18	205,800	262,000	331,600	383,500	414,300	468,300	
19	207,900		335,300	387,800	419,400	472,800	
20			339,100	392,100	424,100	477,100	
21			342,800	396,300	428,300	481,200	
22			346,400	400,300	432,200		
23			349,800	404,200			
24			353,200	408,100			
25				411,800			

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

□ 海事職俸給表(二)

職務の級 号 備	1 級 俸 給 月 額	2 級 俸 給 月 額	3 級 俸 給 月 額	4 級 俸 給 月 額	5 級 俸 給 月 額	6 級 俸 給 月 額
1	101,300	124,400	153,100	179,600	209,200	238,500
2	103,900	129,500	159,300	186,800	216,600	245,900
3	106,800	135,200	165,700	194,100	224,100	253,300
4	110,500	141,200	172,400	201,600	231,100	260,600
5	114,700	146,800	179,500	209,000	237,600	268,200
6	119,100	152,700	186,700	216,300	243,800	276,000
7	124,100	158,600	194,000	223,300	249,900	283,800
8	129,200	164,400	201,400	229,400	255,700	291,600
9	134,400	170,500	208,700	235,300	261,500	299,400
10	140,400	176,700	215,900	241,100	267,200	307,200
11	146,000	182,900	222,700	246,800	272,900	315,000
12	151,700	189,000	228,500	252,100	278,700	322,800
13	157,500	194,700	234,200	257,200	284,400	330,600
14	163,000	200,300	239,900	262,200	290,000	337,800
15	168,200	205,900	245,200	267,000	295,500	344,300
16	173,300	211,300	250,300	271,500	300,700	350,800
17	178,200	216,500	254,900	275,600	305,300	357,000
18	183,100	221,400	259,600	279,500	309,600	362,700
19	187,800	226,200	264,000	283,300	312,900	368,300
20	191,900	230,500	267,900	286,700	316,200	373,400
21	194,900	234,100	271,200	289,900	319,400	378,100
22	197,700	237,400	274,200	292,900	322,600	382,800
23	199,700	240,300	277,100	295,600	325,700	386,500
24		242,900	279,600	298,200	328,800	
25		245,300	282,000	300,800	331,700	
26		247,600	284,400	303,300	334,600	
27		249,900	286,800			
28		252,000	289,200			
29			291,500			
30			293,700			

備考 この表は、船舶に乗り組む職員（海事職俸給表(一)の適用を受ける者を除く。）で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第六 教育職俸給表(第六条関係)

イ 教育職俸給表(一)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	円 116,600	円 143,200	円 195,900	円 228,200	円 292,500
2	121,700	151,800	204,700	238,300	303,400
3	127,100	160,300	213,700	248,500	314,500
4	133,900	169,100	222,900	258,700	325,600
5	140,800	178,000	232,200	269,000	336,700
6	148,100	187,000	241,600	279,300	348,000
7	155,500	195,800	251,100	289,600	359,300
8	163,300	204,600	260,500	299,700	370,600
9	171,600	213,500	269,900	309,900	381,800
10	179,900	222,300	279,300	319,900	393,000
11	188,200	231,000	288,300	329,400	404,200
12	196,100	239,500	297,200	338,100	415,400
13	203,400	247,900	306,000	346,600	426,600
14	210,500	255,200	314,800	355,000	437,900
15	217,000	262,500	323,400	363,100	449,200
16	223,500	269,000	331,600	371,200	460,200
17	229,600	275,300	339,700	379,000	469,900
18	235,600	281,600	347,500	386,900	479,600
19	241,500	287,700	355,300	394,400	489,100
20	247,100	293,800	363,100	401,300	498,000
21	252,600	299,800	370,500	408,200	506,100
22	258,000	305,700	377,900	414,900	512,300
23	263,100	311,300	384,500	420,900	517,500
24	268,100	316,900	390,600	426,900	522,300
25	272,000	322,500	394,900	432,200	
26	275,900	327,100	398,400	436,000	
27	279,600	330,900	401,900	439,800	
28	283,100	334,300	405,400	443,300	
29	285,700	337,600	408,600		
30	288,300	340,900			
31	290,900	344,100			
32	293,400	347,300			
33	295,900	350,400			
34	298,300	353,400			
35	300,700				

備考 この表は、大学及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

□ 教育職俸給表(二)

職務の級	1級	2級	3級	4級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	108,100	134,600	250,500	339,700
2	111,900	142,200	259,700	349,300
3	116,500	149,800	268,800	359,000
4	121,200	157,300	277,900	368,700
5	126,600	164,800	286,900	378,300
6	132,800	172,500	296,000	388,000
7	139,500	180,100	305,100	397,600
8	146,500	187,800	314,200	407,100
9	153,700	195,300	323,400	416,600
10	161,100	202,900	332,600	426,100
11	168,300	210,900	341,700	435,300
12	175,500	219,700	350,900	443,900
13	182,700	228,700	359,700	451,700
14	189,900	237,600	368,400	459,400
15	197,000	246,500	377,000	464,000
16	204,100	255,300	385,500	
17	211,100	264,100	394,000	
18	218,100	272,800	402,500	
19	225,000	281,500	411,000	
20	231,200	290,200	418,600	
21	237,300	298,800	425,900	
22	243,000	307,300	433,100	
23	248,700	315,900	440,100	
24	254,200	324,600	444,300	
25	259,600	332,500		
26	264,800	340,100		
27	269,900	347,600		
28	274,800	355,200		
29	279,500	362,600		
30	283,000	369,100		
31	286,500	375,300		
32	289,900	380,600		
33	293,000	385,300		
34	295,500	389,900		
35	297,900	394,500		
36	300,200	397,500		
37	302,600			
38	304,900			
39	307,100			
40	309,300			

備考 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 教育職俸給表(2)

職務の級	1級	2級	3級	4級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	108,100	116,500	213,800	336,000
2	111,900	122,300	223,000	344,600
3	116,500	128,300	232,200	353,300
4	121,200	134,600	241,400	361,800
5	126,600	142,200	250,500	370,400
6	132,800	149,800	259,700	378,900
7	139,500	157,300	268,800	387,500
8	146,500	164,800	277,900	395,800
9	153,600	172,500	286,900	403,300
10	160,900	180,100	295,900	410,800
11	167,800	187,800	304,800	417,500
12	174,700	195,300	313,000	424,300
13	181,300	202,900	321,200	429,800
14	187,900	210,900	329,300	435,100
15	194,200	219,700	337,400	439,200
16	200,400	228,700	345,300	
17	206,500	237,600	353,100	
18	212,400	246,500	361,000	
19	218,200	255,300	368,800	
20	223,700	264,100	376,400	
21	228,900	272,800	383,500	
22	233,900	281,400	390,000	
23	238,600	290,000	395,900	
24	243,000	298,500	400,900	
25	246,600	306,300	405,000	
26	250,100	313,900	408,300	
27	253,200	321,400	411,600	
28	255,900	328,600	414,600	
29	258,500	335,400		
30	260,800	341,900		
31	263,100	348,200		
32	265,400	354,300		
33	267,500	359,900		
34		365,400		
35		370,200		
36		374,400		
37		378,400		
38		382,400		
39		385,000		

備考 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、園長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

二 教育職俸給表四

職務の級 号	1 級 俸	2 級 俸給月額	3 級 俸給月額	4 級 俸給月額	5 級 俸給月額
1		121,100	152,900	195,900	248,500
2		128,200	160,900	204,700	258,700
3		135,700	169,400	213,700	269,000
4		143,200	178,200	222,900	279,300
5		150,900	187,100	232,200	289,600
6		158,600	195,800	241,600	299,700
7		166,400	204,600	251,300	309,900
8		174,500	213,500	261,100	319,900
9		182,600	222,300	271,300	329,400
10		190,800	231,100	281,400	338,700
11		198,500	239,900	291,500	348,000
12		206,200	249,000	301,600	359,300
13		213,600	258,100	311,600	370,600
14		220,600	267,200	321,100	381,800
15		227,500	276,100	330,200	393,000
16		234,100	285,000	339,100	404,200
17		240,500	293,400	347,800	415,400
18		246,700	301,500	356,400	426,600
19		252,600	309,400	364,600	437,900
20		258,300	317,400	372,500	447,700
21		263,600	325,300	380,100	454,400
22		268,900	333,100	387,800	460,800
23		274,100	340,900	394,700	467,000
24		278,800	348,500	401,500	473,300
25		283,200	355,900	408,000	478,700
26		287,500	363,100	413,400	483,500
27		290,600	370,100	418,800	487,800
28		293,800	376,800	422,700	
29		296,900	383,400	426,500	
30		300,000	389,000	430,000	
31		302,900	394,400		
32		305,800	399,700		
33			403,300		
34			406,900		
35			410,200		

備考 この表は、高等専門学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第七 研究職俸給表(第六条関係)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	99,200	126,400	203,100	241,600	281,200
2	102,300	133,600	212,700	251,300	292,500
3	105,600	141,700	222,300	261,000	303,800
4	109,000	149,700	231,900	270,800	315,500
5	113,000	157,900	241,500	280,500	327,300
6	118,100	166,100	251,100	290,200	339,800
7	123,400	174,300	260,500	299,600	352,300
8	128,900	182,600	269,900	309,000	365,000
9	135,800	190,800	279,300	318,100	377,600
10	142,900	199,000	288,400	326,900	390,100
11	150,400	207,100	296,600	335,700	402,600
12	158,000	215,200	304,600	344,500	415,000
13	165,500	223,000	312,300	353,100	427,200
14	173,000	230,500	319,100	361,700	439,400
15	180,400	237,900	325,500	370,200	451,500
16	187,800	245,300	331,900	378,700	463,400
17	194,900	252,000	338,100	387,200	475,300
18	201,900	258,600	344,200	395,700	485,500
19	207,700	265,200	350,200	404,000	493,100
20	213,400	271,800	355,800	411,100	499,600
21	219,000	278,200	361,200	418,000	505,200
22	224,500	284,600	366,200	422,900	510,800
23	229,800	290,900	370,800	427,700	515,000
24	235,000	296,000	374,900	431,700	
25	239,900	300,900	378,600		
26	243,800	304,700	382,400		
27	247,500	308,200	385,900		
28	250,400	311,700			
29	253,300	315,200			
30	256,000	318,700			
31	258,700	321,900			
32	261,200				

備考 この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第八 医療職俸給表(第六条関係)

イ 医療職俸給表(一)

職務の級	1級	2級	3級	4級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	173,200	238,300	272,900	354,600
2	182,900	249,700	284,600	366,200
3	193,000	261,300	296,300	377,600
4	204,300	272,900	308,000	389,000
5	215,700	284,500	319,600	400,400
6	227,000	296,100	331,200	411,500
7	238,300	307,600	342,900	422,300
8	249,500	319,100	354,600	432,800
9	260,500	330,500	366,100	443,200
10	271,300	341,900	377,500	453,600
11	280,400	351,800	388,900	463,900
12	289,100	361,300	399,500	474,200
13	297,600	370,500	410,000	484,500
14	306,100	379,500	420,300	494,800
15	314,500	388,300	430,500	503,900
16	322,900	397,100	440,200	512,400
17	331,200	405,900	449,800	520,300
18	338,500	414,700	459,400	526,600
19	343,400	421,500	469,000	531,900
20	348,200	428,000	476,100	536,700
21	351,300	434,000	483,200	
22		438,300	488,000	
23		442,400	492,600	
24		446,400	497,200	
25		450,300	501,900	
26		454,000	506,200	

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

□ 医療職俸給表(二)

職務の級 号 備	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	俸給月額							
1	102,300	125,200	158,700	181,300	214,100	251,000	281,400	341,700
2	105,700	130,700	166,100	189,100	223,000	260,300	292,900	354,000
3	109,400	137,500	173,600	197,000	232,000	269,700	304,400	366,600
4	114,060	144,200	181,200	205,000	241,000	279,400	316,100	379,300
5	118,600	151,000	188,900	213,100	250,000	289,000	327,700	392,000
6	123,700	157,800	196,700	221,200	259,100	298,600	339,300	404,700
7	129,200	164,600	204,600	229,500	268,100	308,200	350,900	417,300
8	135,700	171,300	212,500	237,700	277,000	317,800	362,400	429,900
9	142,300	178,300	220,500	245,700	286,000	327,300	373,800	442,300
10	148,200	185,100	228,500	253,700	295,100	336,800	384,400	454,600
11	153,500	191,800	236,200	261,600	304,000	346,300	394,900	462,000
12	158,700	197,700	243,700	269,300	312,700	355,200	404,000	468,600
13	163,700	203,600	251,000	277,000	320,900	364,000	411,100	474,800
14	168,200	209,400	258,400	284,300	328,700	371,200	418,000	480,700
15	172,600	215,000	265,500	291,600	335,100	377,900	424,800	486,200
16	176,800	220,400	272,500	297,500	341,400	382,400	429,400	490,700
17	180,900	225,500	279,000	303,000	346,900	386,600	433,700	
18	185,000	230,300	285,300	308,400	351,900	390,700		
19	188,100	235,000	290,000	312,400	356,000	394,800		
20	191,060	239,400	294,100	316,300	360,000	398,600		
21	193,800	242,800	297,900	319,800	363,900			
22	196,000	245,500	300,900	323,300	367,800			
23	198,000	248,000	303,600	326,400	371,400			
24		250,300	306,300	329,300				
25		252,700	308,900	332,100				
26		254,900	311,500					
27			314,000					
28			316,400					

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職俸給表(三)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	107,200	123,200	164,800	185,100	214,600	246,000
2	111,100	129,000	171,100	192,100	222,400	254,600
3	115,200	134,600	178,100	199,100	230,200	263,400
4	119,200	140,700	185,000	206,100	237,900	272,500
5	123,200	146,700	191,900	213,100	245,600	281,800
6	129,000	152,600	198,700	220,200	253,100	291,100
7	134,500	158,600	205,600	227,300	260,600	300,300
8	140,500	164,600	212,300	234,400	268,000	309,600
9	146,500	170,400	219,200	241,500	275,300	318,900
10	152,200	176,400	225,900	248,500	282,500	328,200
11	158,000	182,300	232,700	255,400	289,700	337,500
12	163,700	188,100	239,400	262,300	297,000	346,600
13	169,100	193,800	246,100	269,100	304,300	355,700
14	174,500	199,400	252,900	275,900	311,500	364,400
15	179,800	204,900	259,600	282,600	318,900	373,000
16	185,100	210,400	266,200	289,100	326,100	380,900
17	190,100	215,800	272,600	295,600	333,100	388,700
18	195,100	221,000	278,900	302,000	339,200	395,900
19	200,000	226,200	285,100	308,500	344,000	402,300
20	204,900	231,500	291,200	314,000	348,500	406,600
21	209,600	236,700	297,300	319,200	352,900	410,600
22	214,100	241,700	303,000	324,200	356,500	414,300
23	218,500	246,900	307,900	328,000	360,000	
24	222,400	252,000	312,400	331,700	362,700	
25	226,000	257,100	316,800	335,000		
26	229,400	262,100	320,100	338,000		
27	232,700	266,600	323,400	340,900		
28	235,800	270,700	326,100	343,500		
29	238,300	274,800	328,800			
30	240,800	277,400	331,500			
31	243,200	280,000	334,000			
32	245,500	282,500				
33	247,700	285,000				
34	249,900	287,400				
35		289,800				

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第九 指定職俸給表(第六条関係)

号	俸	俸 給 月 額
1		円 479,000
2		529,000
3		589,000
4		652,000
5		702,000
6		755,000
7		820,000
8		885,000
9		948,000
10		1,009,000
11		1,069,000
12		1,091,000

備考 この表は、事務次官、外局の長、大学の学長、試験所又は研究所の長、病院又は療養所の長その他の官職を占める職員で人事院規則で定めるものに適用する。

第一条 一般職の職員の給与等に関する法律の一
部を次のように改正する。

第二十二条第一項中「二万六千四百円」を「二
万八千七百円」に改める。

（国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一
部）

（旧号俸等の基礎）

前二項の規定の適用については、職員が属し
ていた職務の級及びその者が受けたいた号俸又
は俸給月額は、改正前の給与法及びこれに基づ
く人事院規則の規定に従つて定められたもので
なければならぬ。

（給与の内払）

改正後の給与法の規定を適用する場合におい
ては、改正前の給与法の規定に基づいて支給さ
れた給与は、改正後の給与法の規定による給与
の内払とみなす。

（人事院規則への委任）

附則第三項から前項までに定めるもののほ
か、この法律（第三条の規定を除く。）の施行に
関し必要な事項は人事院規則で定める。

理由

人事院の国会及び内閣に対する昭和六十三年八
月四日付けの給与改定に関する勧告及び同日付け
の寒冷地手当に関する勧告にかんがみ、一般職の
国家公務員の俸給月額並びに初任給調整手当、扶
養手当及び住居手当の額の改定等を行い、あわせ
て、北海道等に在勤する国家公務員に対して支給
される寒冷地手当のうち基準額に加算する額の改
定を図る必要がある。これが、この法律案を提出
する理由である。

第三条第二項中「百六万五千円」を「九十九万千
円」に改め、同条第三項中「百三十万七千円」を
「百三十三万八千円」に、「六十八万五千円」を
「七十万二千円」に改める。

第四条第二項中「二万五千八百円」を「二万六
千四百円」に、「四万五千九百円」を「四万七千
円」に改める。

第九条中「二万五千八百円」を「二万六千四百
円」に改める。

別表第一の俸給月額の欄中「一、七九」、「〇
〇七、〇〇〇円」を「一、八三五、〇〇〇円」に、「一、三
〇一、〇〇〇円」を「一、三三八、〇〇〇円」に、「一、〇
〇一、〇〇〇円」を「一、一七九、〇〇〇円」に、「一、一
〇〇〇円」を「一、一四九、〇〇〇円」に、「九一
〇〇〇円」を「一、〇六九、〇〇〇円」に、「九一
〇〇〇円」を「一、〇五五、〇〇〇円」に改める。

一、〇〇〇円」に、「一、〇五五、〇〇〇円」を
「一、〇八一、〇〇〇円」に、「一、〇四三、〇
〇〇〇円」を「一、一七九、〇〇〇円」に、「一、〇
〇一、〇〇〇円」を「一、〇六九、〇〇〇円」に、「九一
〇〇〇円」を「一、〇四八、〇〇〇円」に改める。

別表第二の俸給月額の欄中「一、二四九、〇
〇〇〇円」を「一、二七九、〇〇〇円」に、「一、〇
〇一、〇〇〇円」を「一、〇八一、〇〇〇円」に、「一、〇
〇一、〇〇〇円」を「一、〇六九、〇〇〇円」に、「九一
〇〇〇円」を「一、〇四三、〇〇〇円」を「一、〇六九、〇〇
〇〇〇円」に、「九一〇六、〇〇〇円」を「九一〇八、〇〇
〇〇〇円」に改める。

（切替日前の異動者の号俸等の調整）

第一項の規定による改正後の給与法（以下「改
正後の給与法」という。）の規定は、昭和六十三
年四月一日から適用する。

（最高号俸等の切替え等）

昭和六十三年四月一日（以下「切替日」とい
う。）の前日において職務の級の最高の号俸又は
（改正後の給与法）

附則第八項中「（第三条の規定を除く。）を削
る。本修正に要する経費は、約二十四億円の見込み
である。

附則第八項中「（第三条の規定を除く。）を削

る。本修正に要する経費は、約二十四億円の見込み
である。

（特別職の職員の給与に関する法律及び国際花
と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措
置法の一部を改正する法律案）

特別職の職員の給与に関する法律及び国際花
と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措
置法の一部を改正する法律案

（特別職の職員の給与に関する法律の一部改正）

（特別職の職員の給与に関する法律（昭和
二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のよ
うに改正する。）

第三条第二項中「百六万五千円」を「九十九万千
円」に改め、同条第三項中「百三十万七千円」を
「百三十三万八千円」に、「六十八万五千円」を
「七十万二千円」に改める。

第四条第二項中「二万五千八百円」を「二万六
千四百円」に、「四万五千九百円」を「四万七千
円」に改める。

第九条中「二万五千八百円」を「二万六千四百
円」に改める。

別表第一の俸給月額の欄中「一、七九」、「〇
〇七、〇〇〇円」を「一、八三五、〇〇〇円」に、「一、三
〇一、〇〇〇円」を「一、三三八、〇〇〇円」に、「一、〇
〇一、〇〇〇円」を「一、一七九、〇〇〇円」に、「一、一
〇〇〇円」を「一、一四九、〇〇〇円」に、「九一
〇〇〇円」を「一、〇六九、〇〇〇円」に、「九一
〇〇〇円」を「一、〇五五、〇〇〇円」に改める。

別表第二の俸給月額の欄中「一、二四九、〇
〇〇〇円」を「一、二七九、〇〇〇円」に、「一、〇
〇一、〇〇〇円」を「一、〇八一、〇〇〇円」に、「一、〇
〇一、〇〇〇円」を「一、〇六九、〇〇〇円」に、「九一
〇〇〇円」を「一、〇四三、〇〇〇円」を「一、〇六九、〇〇
〇〇〇円」に、「九一〇六、〇〇〇円」を「九一〇八、〇〇
〇〇〇円」に改める。

（特別職の職員の給与に関する法律案に対する修訂案）

〇円」に、「八二二、〇〇〇円」を「八四一、〇〇〇円」に改める。

別表第三の俸給月額の欄中「四一九、〇〇〇円」を「四一八、六〇〇円」に、「三八三、八〇〇円」を「三九一、六〇〇円」に、「三四七、六〇〇円」を「三五五、九〇〇円」に、「三一一、七〇〇円」を「三一九、二〇〇円」に、「一七八、八〇〇円」を「一八五、五〇〇円」に、「一四八、八〇〇円」を「一五四、八〇〇円」に、「三四、七〇〇円」を「一三〇、一〇〇円」に、「一〇六、一〇〇円」を「一一一、〇〇〇円」に改める。

第二条 特別職の職員の給与に関する法律の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「一万六千四百円」を「一万八千七百円」に、「四万七千円」を「五万三千円」に改める。

第九条中「二万六千四百円」を「二万八千七百円」に改める。

(国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部改正)

第三条 国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法(昭和六十一年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第六条中「百五万五千円」を「百八万千円」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律(第一条の規定を除く。次項において同じ。)による改正後の特別職の職員の給与に関する法律(以下「給与法」という。)及び国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法(以下「昭和六十一年法律第六十五号」という。)の規定は、昭和六十三年四月一日から適用する。

3 この法律による改正後の給与法又は昭和六十一年法律第六十五号の規定を適用する場合にお

いては、この法律による改正前のこれらの法律に基づいて支給された給与は、それぞれこの法律による改正後のこれらの法律の規定による給与の内払とみなす。

理 由

一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律(防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第一百六十六号))の一部を次のように改正する。

第二十五条第二項中「六万八千五百円」を「七万一千三百円」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一 参事官等俸給表(第四条一第六条関係)

職務の級 号 債	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	号 債	指 定 職 俸 給 月 額
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額		俸 給 月 額
1	188,900	266,000	298,700	336,600	384,100	1	479,000
2	197,600	276,200	311,100	349,900	400,100	2	529,000
3	206,400	286,400	323,500	363,200	416,200	3	589,000
4	215,400	296,700	336,000	376,500	432,400	4	652,000
5	226,000	307,400	348,700	389,900	448,500	5	702,000
6	235,600	318,000	361,400	403,300	464,600	6	755,000
7	245,200	328,600	374,000	416,800	480,600	7	820,000
8	254,900	339,100	386,600	430,300	496,500	8	885,000
9	264,700	349,600	399,000	443,600	512,100	9	948,000
10	274,500	360,100	411,300	456,400	527,500	10	1,009,000
11	284,500	370,600	422,900	467,100	539,400	11	1,069,000
12	294,500	381,000	434,500	477,400	547,000		
13	304,500	390,800	444,500	486,000	554,400		
14	314,700	400,500	452,300	493,900	561,300		
15	324,800	408,400	459,900	498,900	566,600		
16	334,900	415,800	465,100				
17	344,900	420,700	470,100				
18	354,700	425,300	475,100				
19	363,900	429,900					
20	372,100	434,300					
21	379,600	438,700					
22	386,100						
23	391,800						
24	396,900						
25	401,100						

備考 この表の指定職の欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、防衛事務次官その他の官職を占める者で政令で定めるものとする。

別表第二　自衛官俸給表（第四条、第五条、第六条、第二十八条の三関係）

備考(一) 総合幕僚會議の議長その他の政令で定める官職以外の官職を占める者で陸将、海将又は空将であるものについては、この表の規定にかかわらず、陸将補、海将補及び空将補の(二欄)に定める

額の俸給を支給するものとする。

- 〔四〕この表の陸将補、海将補及び空将補の(一欄)に定める額の俸給の支給を受ける職員は、備考(一)の政令で定める官職に準ずる官職を占める者で政令で定めるものとする。〔五〕この表の1等陸佐、1等海佐及び1等空佐の(一欄又は二欄)に定める額の俸給の支給を受ける職員の範囲は、官職及び一般職に属する国家公務員との均衡を考慮して、政令で定める。

附則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の防衛庁職員給与法（以下「新法」という。）の規定は、昭和六十三年四月一日から適用する。

(俸給の切替え)

2 昭和六十三年四月一日（以下「切替日」という。）における職員の俸給月額は、附則第四項に定めるものを除き、切替日の前日においてその者が属していた職務の級又は階級（当該階級が陸将、海将又は空将である場合にあっては防衛庁職員給与法（以下「法」という。別表第一）の陸将補、海将補及び空将補の（二欄をいい、当該階級が一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合にあっては同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の（一欄、（二欄又は（三欄をい。以下同じ。）におけるその者が受けた俸給月額（以下「旧俸給月額」という。）に對応する号俸と同一の当該職務の級又は階級における号俸による額とする。

(旧俸給月額を支けていた期間の通算)

3 前項の規定により切替日における俸給月額

（以下「新俸給月額」という。）を定められる職員に対する切替日以後における最初の法第五条第三項において準用する一般職の職員の給与等に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第八条第六項の規定の適用については、旧俸給月額を受けた期間（総理府令で定める職員については、総理府令で定める期間）を新俸給月額を受ける期間に通算する。

(最高号俸等を受ける職員の俸給の切替え等)

4 切替日の前日において職務の級又は階級の最高の号俸による俸給月額又はこれを超える俸給月額を受けていた職員の新俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、總理府令で定める。

(切替期間における異動者の俸給月額等)

5 切替日からこの法律の施行の日の前日までの間において、改正前の防衛庁職員給与法（以下「旧法」という。）の規定により、新たに旧法別表

第一若しくは別表第二又は一般職の職員の給与等に関する法律及び国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第二号）による改正前の一般職の職員の給与等に関する法律別表第一、別表第五若しくは別表第六（ハを除く。）から別表第九まで

の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の級若しくは階級又はその受ける俸給月額に異動のあつた職員のうち、総理府令で定める職員の新法の規定による当該適用又は異動の日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間は、総理府令で定める。

(切替日前の異動者の俸給月額等の調整)

6 切替日前に職務の級又は階級を異にして異動した職員及び総理府令で定めることに準ずる職員の新俸給月額及びこれを受けることとなる期間については、その者が切替日ににおいて職務の級又は階級を異にする異動等をしたものとした場合との權衡上必要と認められる限度において、総理府令で定めるところにより、必要な調整を行ふことができる。

(旧俸給月額等の基礎)

7 附則第二項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の級又は階級及びその者が受けた俸給月額は、旧法及びこれに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならぬ。

(給与の内払)

8 新法の規定を適用する場合においては、旧法の規定に基づいて支給された給与は、新法の規定による給与の内払とみなす。

(政令への委任)

9 附則第二項から前項までに定めるものは、かかる、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

理由

一般職の國家公務員の例に準じて防衛庁職員の俸給月額等を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

内閣委員会議録第九号中止誤		内閣委員会議録第十一号中止誤	
ペシ	段行誤	ペシ	段行誤
ハ	二末三	ハ	二末三
二〇	四五	二五	四五
同	罰則を課	正	罰則を科
三	三五	三五	三五
四	四六	四六	四六
五	一七	一七	一七
六	五十四年度	六十四年度	五十四年度
七	なからうか	なからうか	なからうか
八	その	その	その
九	この	この	この
十	在外公館に関する小委員会議録第一号中止誤	在外公館に関する小委員会議録第一号中止誤	在外公館に関する小委員会議録第一号中止誤
十一	援助	援助	援助
十二	正	正	正